第90回 憲法を考える映画の会

新・戦場の兵士

手元資料

■日時：2026年10月18日（日）
13時30分～16時30分
■会場：文京区民センター 3A会議室
（地下鉄春日駅・後楽園駅）

■プログラム
13：30～13：35　この映画について
13：35～15：20　映画『新・戦場の兵士』上映（103分）
15：20～15：30　休憩
15：30～16：30　トークシェア
（お話：自衛官の人権弁護団 団長
佐藤 博文 さん）

■参加費：一般 1000円　若者：無料



■手元資料 目次

資料❶　映画『新・戦場の兵士』解説　P.2～3
資料❷　この映画を見て考えたいこと　P.3
資料❸　自衛隊の歴史を考える年表　P.4
資料❹　自衛隊の事件簿　2021年～2026年　P.4～6
資料❺　「自衛官の人権弁護団」ホームページから　P.7
資料❻　自衛隊とは〈Wikpedia〉　P.8
資料❼　自衛隊と憲法について考える書籍　P.9
資料❽　映画の中の自衛隊（防衛省のメディア広報戦略）
自衛隊協力映画　P.10
資料❾　第89回憲法を考える映画の会（『1923』）
報告および参加者感想から　P11~19
資料❿　憲法を考える映画の会 あとおいニュース　P.20

憲法を考える映画の会



〒185-0024
東京都国分寺市泉町3-5-6-303
TEL & FAX：042-406-0502
HP：http://kenpou-eiga.com/
E-mail：hanasaki33@me.com

資料❶　映画『新・戦場の兵士』解説（映画パンフレットより）　（１）

【映画の解説】

『新・戦場の兵士』　はじめに

　明治の時代から1945年の敗戦まで、日本は植民地拡大と戦争に明け暮れました。そしてアジア太平洋戦争では、300万人の日本人を含む2000万人が犠牲となりました。
　以来80年、戦争をしないと決めたはずの日本で、「台湾有事は日本有事」という言葉と共に、今、着々と次の戦争の準備が進められています。80年前の戦争と比べても、格段に進化、強化された兵器による戦争が起これば、計り知れない被害を生むことでしょう。
　いつの時代も、どの戦争でも、最前線に立たされるのは若者たちです。若者たちは、自分たちの未来をどのように選べばよいのでしょう。
　『戦場の兵士』は、日本とアメリカの兵士たちの体験を描きます。
　本当の戦場とはどのようなものなのか、兵士はどのような体験をするのか。そして、兵士にはたたかう以外の選択肢はないのでしょうか。
　近藤一さん、アレン・ネルソンさん、ジェフ・パターソンさん、彼らの体験の中に。未来への手がかりがあります。
　彼らの声にどうぞ、耳を傾けて下さい。

「新・戦場の兵士」監督 影山あさ子

近藤 一さん（中国と沖縄で戦った元日本軍兵士）

　近藤一さんの話を聞くとき、その誠実さに打たれます。無謀な戦闘で､虫けらのように、殆どの戦友が殺されて行った沖縄戦の体験も、自分を含む日本軍兵士が､中国で行った非道な行いも、あるがままの体験を伝える誠実さです。
　近藤さんは、1982年に沖縄を訪れたことをきっかけに、自らの体験を語り始めました。沖縄や中国へも足を運び、沖縄戦の体験者や中国の被害者達にも、向き合い続けてきました。
　沖縄に送られた近藤さんの大隊1200名のうち、生き残って復員したのは92名。沖縄戦の体験を語る時、近藤さんは戦友達の無惨な死に涙し、誰がそれを強いたのか、天皇と司令官の責任を問いつづけます。
　中国での体験を語る時、近藤さんの目に涙はありません。「涙など流せない程、ひどい事をやった」のだと言います。生きている人を使った刺殺訓練、首切り、輪姦、略奪、放火という「東洋鬼」の所業。それに参加し、見ても止めることのなかった自らの責任。近藤さんにとって､二度と同じことをやらないよう、本当のことを伝える事が､責任の取り方だったのです。
　戦闘の際、中国人を殺すのが「愉快で、面白かった」「人とは思っていなかった」と語った元日本兵を近藤さんの他には知りません。
　近藤さんのインタビューは、2007年ですが、その柔和な姿からは、とても想像できない体験です。普通の柔和な人を「鬼」にする。それが戦争、それが軍隊なのです。

アレン・ネルソンさん
（ベトナムで戦った元アメリカ海兵隊員）

　“人を一人殺すたび、自分の中の何かが一つずつ死んでいく”
　アレンさんの忘れがたい言葉の一つです。
　アレンさんと初めて会ったのは1997年の北海道でした。沖縄で米海兵隊員による少女暴行事件が起き、北海道の陸上自衛隊矢臼別練習場が、沖縄での海兵隊訓練の移転先の一つとされた頃です。以来、札幌や矢臼別へ、アレンさんは毎年のようにやってきました。私が通訳する事も多く、2009年に亡くなる迄、長い付き合いとなりました。　↗



　私たちはアメリカの戦争体験を取材し､3本の作品をつくりましたが、最初にインタビューした人がアレンさんでした。2006年から2008年のアメリカ取材で、帰還兵にたくさんあいましたが、アレンさんのように「じぶんはひとをころした」と自らの体験を話せる人は、誰もいませんでした。
　自分の心と向き合い、「自分が人を殺した」と認め、「なぜ、ひとをころしたのか」を深く繰り返しとい続け、20年係って、克服、回復していったのだと思います。どんな集会でも、どんな質問でも、相手が何を聞きたいのか、正確に理解する人でした。それは自分自身が、何度も自分に問うてきた質問だったからでしょう。
　ベトナムの話をすると､アレンさんの心はまた、ジャングルに戻ります。話の後は、いつも「ダウン･バイ･ザ･リバーサイド」という歌をうたっていました。「河辺に重荷は置いていこう、もう戦争は懲り懲りだ」と歌って､要約、戦場のジャングルから、今の自分の場所に戻ってくるのでした。
　アレンさんは今、石川県の浄土真宗のお寺に眠っています。軍隊を持たない時また国に眠りたかった、本当はそのような国に生まれたかったのだと思います。ベトナム戦争で5万8千人の米兵が戦死しましたが、戦後、約30万人もベトナム帰還兵が戦争に起因する障害や病気で亡くなりました。アレンさんもその一人となりました。

ジェフ・パターソンさん
（湾岸戦争を拒否した元アメリカ海兵隊員）

　ジェフさんは､湾岸戦争でイラクへ派遣を拒否した最初の現役兵士です。ジェフさんは、大砲で核砲弾を撃つ担当でしたが、訓練過程で広島、長崎の映像を見て「自分にはできない、命令には従えない」とイラクへの派遣を拒否。イラク行きの飛行機に乗らず、滑走路に座り込みました。
　軍はジェフさんを軍法会議にかけ、長く刑務所に入れようとしました。しかし、ハワイの市民が連日、基地を包囲し、抗議の声をあげ続けてくれた結果、軍は軍法会議を諦め、
（次ページに続く）

資料❶　映画『新・戦場の兵士』解説（映画パンフレットより）　（2）
資料❷　この映画を見て考えたいこと

（前ページから）ジェフさんを除隊させました。湾岸戦争当時、300人の米軍兵士が反対の声をあげ、100人の兵士が、派遣命令を拒否しました。
　ジェフさんを取材した2006年は、イラク戦争の真っ最中でした。ジェフさんたちは、「Courage to Resist（抵抗する勇気）を設立し、戦争を拒否した兵士たちの支援を続けていました。下の写真は、当時ジェフさんたちが支援していた拒否兵たちです。



佐藤 博文さん（自衛官の人権弁護団 団長）

　「軍隊ではない」ことを建前にしてきた自衛隊も、国際法上の日本国の正規軍。武力行使を任務とする軍隊で、軍事費も軍事力も世界のトップ10に入る。軍隊である以上、「賭命義務」、自らの命をかけて、相手を殲滅する義務が課せられる。「殺すか、殺されるか」という覚悟だが、それを自衛官に持たせることは難しいと佐藤博文さんは言う。
　米軍との共同訓練などを経験し、“本当の軍隊”に目覚める隊員もいる一方で、「こんなことのために自衛隊に入ったのではない」という隊員は多い。「戦争をしない自衛隊」と多くの人が思ってきたからだ。またウクライナなどGPSや無人機を使う現代のハイブリッド戦争では、死亡率の高さが桁違いだと自衛官自身肌身で感じている。米軍のシミュレーションでは、台湾有事で兵士の犠牲は5000人とも推定されている。
　米軍や旧日本軍では「最高刑は死刑、その場で銃殺も可」とされる敵前逃亡も、「軍法を持たない」自衛隊では、懲役7年。いよいよの時は「拒否しろ」と佐藤さんが言うのは刑の軽さだけではない。国家のために、自らの命、あるいは誰かの命を犠牲にすることを許さない日本国憲法十三条があるからだ。個人よりは国家を上には考えないと言うのが憲法の大原則なのだ。

日本国憲法 第十三条　全て国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする

「自衛官の人権弁護団」には、昨年だけでも200件近い相談が寄せられている。過労死ラインを超える仕事量で、訓練も激化し「パワハラ、セクハラ、いじめ、その結果として心身を病む、休職、自殺という事態がどこの部隊でも普遍的に起きている」という。

自衛官の人権弁護団　https://jieikan-jinken.com/
Tel：011-231-1888 北海道合同法律事務所内
担当：自衛官の人権弁護団

■上映時間103分／2025年12月完成
■監督：影山あさ子・藤本幸久
　製作・著作：森の映画社

（「新・戦場の兵士」リーフレットより）

資料❷　この映画を見て考えたいこと

今回、2026年10月の映画会は、沖縄、琉球弧のミサイル基地配備問題や基地建設反対闘争を長く取材してきた「森の映画社」の新作『新・戦場の兵士』を見て憲法について考えたいと思います。
　『新・戦場の兵士』は、兵士の目からとらえた戦場、戦争を描いたものです。そしてそこから軍隊とは何か、戦争とは何か、さらに今の自衛隊はどうなのか、を考えていきたいと思います。

　戦争の準備、そして戦争をするために都合良く憲法を変えようとする「改憲」の動きがさらに加速しています。高市首相は次の国会では改憲の発議まで進めたいと強行です。何ら具体的な説明も論議も行わないままに、改憲そのものが目的になっています。
　改憲を進めようとしている人たちは、憲法の何をどのように変え、その意図がどこにあるのか、改憲に反対していくのに大きな力になるテーマ、考える材料として今回の作品を選びました。

　まず、知りたいと思ったことは「自衛隊と旧日本軍はどこが違ってどこが同じなのか？」「旧日本軍にできて、自衛隊ではできないこととは何なのか？」ということです。改憲によって、自衛隊が憲法に明記され、「国防軍」となれば、彼らの思い通りの戦争ができると言うことでしょうか。
　さらに自衛隊についてもっとよく知り、考えたいと思います。
　自衛隊をめぐっては、近年ますます、いろいろな問題が起きています。靖国神社を集団で詣でたり、市民の活動を敵視し、威圧的な態度をとり始めました。一般国民の思想調査を行うというような、弾圧にもつながるような行為が組織的に行われたことが問題になっています。にもかかわらず、その答えははぐらかされ、国民にきちんと説明されないまま、情報管理・統制がされています。それは「軍」特有の秘密主義とも一致します。
　もうひとつ、戦争を担う兵士、自衛官について考えていきましょう。自衛隊が軍隊となるには、そこで戦う兵士に、国のために命をも投げ出す「賭命義務」を担う、と言うことをご存じですか？国はそうした兵士をつくり出さなくてはならない、そしてそれに反すればその場で処刑しても良い、というのが各国に共通する軍法です。
　そうした軍法という別個の法体系を持つことは、国よりも「人」を、人権を最優先に考える憲法（13条）との憲法との間に矛盾が生じます。
　「人」を最優先にしない軍隊をもつことは「憲法違反」なのです。「自衛官を殺すな！」そして「自衛官は。『人』を殺すな!」と訴えたいものです。
　戦後80余年、国の名において、ひとりの命も奪わず、ひとりの命も奪われずに来れたのは、「戦争の放棄」に向けた国民の希望と努力があったからです。それをしっかりと誇りにしたいと思います。それは軍隊を持たず、国の名において起こす戦争をしなかったからです。戦争をさせない力を、創っていきましょう!（S.H.）

映画『新・戦場の兵士たち』
上映会 問合せ先
●自主上映会のお問合せは
　下記メールアドレスか携帯電話へお願いします。
●上映料：50000円
●森の映画社札幌編集室
　〒004-0004 北海道札幌市厚別区厚別東四条8-17-12
　メール:morinoeigasha@gmail.com
　TEL&FAX:011-206-4570
　ウエブサイト：https://america-banzai.blogspot.com

資料❸　自衛隊の歴史を考える年表
資料❹　自衛隊の事件簿　2021年～2026年　（１）

資料❸　自衛隊の歴史を考える年表

1894~95　日清戦争。日本勝利、清が台湾を日本に割譲
1904~05　日露戦争
1910.8　日韓併合
1931.9　満州事変（柳条湖事件）
1937.7　盧溝橋事件、日中全面戦争始まる
1941.12　日本軍がハワイ真珠湾を奇襲、太平洋戦争に突入
1945.8　広島と長崎に米軍が原爆投下、日本敗戦 ４７・５　日本国憲法施行、９条で戦争や武力行使の放棄などを明記
1950.6　朝鮮戦争勃発
1950.8　連合国軍総司令部（ＧＨＱ）のマッカーサー元帥の書簡に基づき、警察予備隊設置
1951.9　サンフランシスコ講和会議、対日講和条約と日米安保条約調印
1952.10　警察予備隊を保安隊に改組
1954.7　防衛庁設置、陸海空自衛隊（前身は保安隊）が発足
1959.3　砂川事件で東京地裁が「憲法９条は自衛のための戦争や戦力保持も許さない。米軍の駐留を許容していることは憲法が禁じた陸海空軍その他の戦力の保持に該当」と判決
1959.12　砂川事件で最高裁判決。「憲法９条は自衛権を否定していない。憲法の平和主義は無防備、無抵抗を定めたものではない。米軍駐留は違憲ではない」とし、日米安保条約は高度の政治性を有し、司法審査権の範囲外と判断（統治行為論）
1960.1　日米新安保条約調印、日本への攻撃での共同対処をうたう
1973.9　長沼ナイキ基地訴訟で札幌地裁が「自衛隊は憲法が禁じた陸海空軍に該当」と初の違憲判決
1976.「防衛計画の大綱」策定、
1982.9　長沼ナイキ基地訴訟で最高裁判決。自衛隊の合憲・違憲についての憲法判断を回避
1989.6　百里基地訴訟で最高裁が「自衛隊への用地売却は無効とはいえない」と判決。自衛隊の憲法判断は回避　防衛予算の対GNP比１%枠が設定　「武器輸出三原則」（１９６７年に佐藤栄作総理が国会で表明）の対象地域以外へも武器の輸出を慎むとする政府見解
1982.12　米ソ首脳のマルタ会談で冷戦終結
1985　「中期防衛力整備計画」（「中期防」）
1990.8　イラク軍がクウェートに侵攻
1991.1　米など多国籍軍がイラクを攻撃、湾岸戦争始まる。クウェートを解放。日本は約１４０億ドルを支援
1941.4　ペルシャ湾の機雷除去のため海自掃海部隊を派遣。軍事能力を使用するための自衛隊の海外派遣は初めて
1991.12　ソ連消滅
1992.6　国連決議に基づく平和維持活動に参加するための国連平和維持活動（ＰＫＯ）協力法成立
1992.9　カンボジアでの国道補修などのＰＫＯに自衛隊派遣。ＰＫＯ協力法に基づく初めての海外派遣
1994.7　村山富市首相（社会党委員長）が自衛隊合憲、日米安保堅持などを国会で答弁
1996.4　橋本首相とクリントン大統領が日本周辺有事での防衛協力推進を盛り込んだ日米安保共同宣言に署名
1999.5　周辺事態法など新ガイドライン関連３法成立。日本の周辺地域で起きる武力紛争などの「周辺事態」で、作戦行動する米軍に日本が支援する内容を規定
2001.9　米国の世界貿易センタービルなどで同時多発テロ、約３０００人死亡
2001.10　米英軍がアフガニスタン空爆。アフガン難民への支援物資輸送で、空自をパキスタンに派遣
2001.10　米軍などの軍事行動を支援するためのテロ対策特別措置法成立
2003.3　米英軍への燃料補給や物資輸送のため、海自の艦船をインド洋に派遣。初の戦時海外支援 ０１・１２　アフガンのタリバーン政権崩壊
2002.9　米国が大量破壊兵器を保有する敵への先制攻撃を正当化する国家安全保障戦略を発表
2003.3　米英軍がイラク攻撃。難民支援のためのテントを積んだ空自運用の政府専用機をヨルダンに派遣
2003.4　バグダッド陥落、フセイン政権崩壊
2003.6　日本が攻撃を受けた際の対応を規定した武力攻撃事態対処法など有事法制３法が戦後初めて成立
2003.7　イラクで自衛隊が人道復興支援などを行うためのイラク復興支援特別措置法成立
2003.8　バグダッドの国連事務所で爆弾テロ、デメロ国連事務総長特別代表ら死亡
2003.10　日本がイラク復興支援国会議で総額５０億ドルの支援を発表
2003.11　イラク南部のイタリア警察軍駐屯地が攻撃され、２８人死亡
2003.11　ブッシュ米大統領がバグダッドを電撃訪問
2003.11　奥克彦在英大使館参事官と井ノ上正盛在イラク大使館３等書記官がイラク北部で銃撃され死亡
2003.12　米軍がイラク北部の農家の穴蔵でフセイン元大統領を拘束
2003.12　リビアが核開発を放棄
2004.1　陸自先遣隊がイラク南部のサマワに入る
2004.2　陸自本隊がサマワ入り
2006.3　統合幕僚会議及び同事務局を廃止し、統合幕僚監部が新設
2007.1　防衛庁は防衛省に昇格
2013　「国家安全保障戦略」策定（「自由で開かれたインド太平洋構想）安保3文書（国家安全保障戦略・防衛大綱・中期防衛計画）出そろう）
2013　「2013年防衛大綱」統合機動防衛力=動的防衛力の考え方を発展
2018　「2018年防衛大綱」宇宙･サイバー･電磁波と行った新領域への対応を年頭に「多次元統合防衛力」構想
2022　安保3文書改定（国家安全保障戦略・防衛大綱・中期防）

［Asahi.com 自衛隊関連年表　より転載
http://www.asahi.com/sympo/jieitai/nenpyou.html
2007年以降の記述「防衛省、自衛隊の70年を振り返る」
https://www.nids.mod.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary335.pdfより転載

資料❹　自衛隊の事件簿　2021年～2026年（１）

■自衛隊のワクチン接種システムの不備を報道したら
2021年５月17日　朝日新聞出版と毎日新聞の二社が、自衛隊運営の新型コロナウイルスワクチン大規模接種センターの予約サイトに取材目的で架空の接種券番号で予約を試みたところ予約が取れたとの記事を掲載。予約システムの不備を指摘した報道に対し、防衛省は抗議文を二社に郵送した。
安倍前首相は、自身のツイッターで１８日夕、「朝日・毎日は極めて悪質な妨害愉快犯であると言える」と発信。新聞労連は、５月２１日、「行政機関が取材手法を一方的に非難することは、自由な言論活動や公権力に田逸する監視を威圧し、否定することにつながりかねない」と批判する声明を発表した。

■「反戦デモは武力攻撃事態と防衛省
2022年3月30日、衆院外務委員会で、防衛省陸上幕僚監部が、「反戦デモ」を「武力攻撃事態に至らないグレーゾーン事態」の一例として挙げていた文書を廃棄していたことが判明した。
この文書は、2020年２月４日の記者むけ説明会で配布されたもので、参加者から不適切だと指摘されて、保管期間終了前に廃棄された。（各紙）
「反戦デモ」を、テロ、サイバー攻撃、特殊部隊による破壊攻撃と並べて作戦を立てているこの国の軍事組織の本質が垣間見えた。

■沖縄自衛隊基地での撮影妨害
2022年11月10日、沖縄・八重瀬町で、日米共同統合演習「キーン・ソード２３」を基地の敷地の外で取材中の琉球新報カメラマンが、自衛隊員２名に撮影を制止され、撮影データの削除を求められた。琉球新報が「どのような権限で消去を要求するのか」と抗議したところ「報道活動への介入ではない。できれば消してほしい」との回答であった。「土地利用規制法」の沖縄での適用が始まっている。

■防衛省、インフルエンサーを活用
2022年12月9日、共同通信は、防衛省が人口知能（ＡＩ）を使い、交流サイト（ＳＮＳ）で国内世論を誘導する工作の研究に着手していることを報じた。インターネットで影響力を持つ「インフルエンサー」が防衛問題について防衛省に有利な情報を発信するように仕向け、特定国への敵対心を醸成したり、国内の反戦・厭戦の機運をそぐことを目的としている。2021年10月には岸防衛相（当時）は記者会見で「インフルエンサーと呼ばれる方々に、まず理解をしていただけるような説明を行うことが重要だ」と計画の存在を認めていた。
12月16日に発表された「安保三文書」のうちの「防衛力整備計画」でも「人工知能（ＡＩ）を活用した公開情報の自動収集・分析機能の整備を行う」としており、既に民間への委託経費も予算化されている。（共同）

資料❹　自衛隊の事件簿　2021年～2026年　（２）

■安保３文書閣議決定　サイバー部隊が「通信の秘密」侵害の恐れ
2022年12月16日、安保関連３文書が閣議決定された。３文書は「能動的サイバー防御」を謳い、重要インフラに対するサイバー攻撃を防止するために、攻撃者のサイバー侵入を可能にする必要な権限を政府に付与することが付されている。これは憲法２１条の「通信の秘密」に抵触する恐れがあり、政府は法改正（政府権限の拡充）を検討している。「防衛力整備計画」では、サイバー部隊を２７年度をめどに4000人（現在890人）に拡充し、将来的には更なる拡充体制を目指すという。

■特定秘密保護法違反で自衛隊員懲戒免職、民間人にも？
2022年12月26日、自衛隊の警務隊は、海上自衛隊の一等海佐を、秘密保護法で定められた「特定秘密」を外部に漏らしたとして書類送検し、防衛省は同日、懲戒免職とした。同海佐は、元海将のＯＢに日本周辺の情勢に関する収集情報を提供した。特定秘密保護法は14年12月に施行されたが、同法による漏洩事件の自衛隊員摘発は初めて。元海将は、取材に対して「どの部分が特定秘密に当たるのかは分からなかった」と答えている（東京新聞）。法案制定時に「何が秘密か、それは秘密だ」と国民の知る権利が妨げられると危惧された事態が現実となった。防衛庁は今通常国会に刑事罰対象者を民間人に広げる法案を提出する方針。

■アイヌ文様を勝手に自衛隊機に描くな！
2023年１月16日、アイヌ民族や学者で作る市民グループ「アイヌ政策検討市民会議」が、航空自衛隊第二航空団（北海道千歳市）に対し、練習機の尾翼に塗装したアイヌ文様のマークの使用差し止めを要請した。上村英明恵泉女子大名誉教授（国際人権論）のコメント「オーストラリアのアボリジニーの知的財産には特許料が支払われている。先住民の意匠権は国際的にも認められつつあり、空自がアイヌの意匠権を侵したのは明らか」（東京・朝日など）

■沖縄基地を土地規制法の対象候補に
2023年５月12日、政府は12日、防衛施設など安全保障上重要な施設の周辺などを対象とする土地利用規制法の対象候補地として、新たに全国161カ所を指定する方針を明らかにした。その中に、前回は外されていた沖縄県で、初めて29カ所が指定された。石垣島・宮古島・与那国島の自衛隊駐屯地が含まれ、基地反対運動への適用が懸念される。基地の写真を撮った観光客が逮捕されるなど、戦前の「レーン宮沢事件」を思わせる事態まで予想される。

■自衛官制服集団参拝が問題化
陸上自衛隊や海上自衛隊の幹部が部下と一緒に靖国神社（東京・九段）に集団で参拝している実態が次々と明らかになった。自衛隊は「自由意思による私的参拝」とし、「部隊参拝」ではないと主張している。戦後憲法のもとで旧日本軍とは制度的に断絶したはずの自衛隊と靖国神社の密接な関係をめぐり上越教育大の塚田穂高准教授（宗教社会学）に問題点を聞いた。
軍人や軍属の戦死者らをまつる靖国神社は戦前、国の管轄下にあったが、今は民間の宗教法人であることは争いようがない。陸幕副長らは休暇を取ったとはいえ、事前に「実施計画」を作り、参加者を募った。参拝という宗教行為を陸自として組織的に行ったように見える。個人の信教の自由は誰にでもあるが、国や公的機関が特定の宗教法人と特別な関わり方を持つことは慎まなければならない。（朝日新聞）

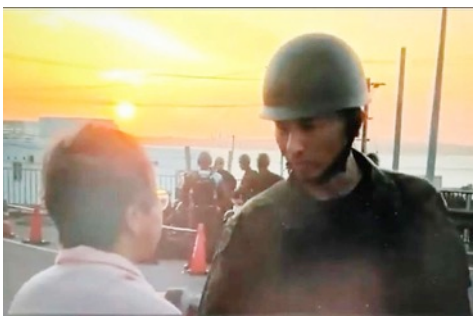
■危険だらけの経済安保法案　立民が賛成
2024年４月19日、経済安全保障上の機密情報を扱う民間人らを身辺調査するセキュリティー・クリアランス（適正評価）制度の導入を柱とした重要経済安保情報保護法案への反対集会が、東京で開かれた。主催は「『秘密保護法』廃止へ！実行委員会」など２団体。
発言にたった青木理さんは、軍事転用可能な装置を不正輸出した疑いをかけられ、「経済安保という旗が、この冤罪事件をつくる原動力となった。公安警察に膨大な権限を与える法案を通していいのか」と訴えた。主催者によれば、集会のオンライン視聴者は1000人を超えた。同法案は、４月９日、立憲民主党などの賛成多数で衆院本会議を通過した。立民幹部は「経済界が必要と主張する法案には、正直反対しづらい。世論も反対で盛り上がらなかったこともある」と明かした（東京）。

■沖縄自衛隊駐屯地で、住民の自由を侵害する看板の掲示
2024年4月30日、沖縄タイムスは、陸上自衛隊与那国駐屯地に「許可なく撮影すること」や「座り込みや文書の配布」を禁止する看板が掲示されていたことに対し「不適切だはないか」と電話取材し、駐屯地は「指摘のとおりだ」と認めた。「撮影禁止」などは法的根拠はなく、市民の権利を制限するものだとして、住民の怒りの声が↗↗上がっている。同様の看板は、宮古島駐屯地でも掲示されており、基地反対運動に対しての土地利用規制法を背景とした禁止強化が懸念される

■沖縄・名護市安和桟橋で抗議中の女性負傷
2024年６月28日　名護市辺野古の新基地建設に使用される土砂搬出に反対する抗議行動が行われている安和桟橋で、警備員がダンプカーに衝突され死亡。ゆっくり歩いて抗議中の女性も負傷した。
事故の原因を調査していたオール沖縄会議は、７月１８日に記者会見を開き、事故の背景は「沖縄防衛局が建設工事を急がせるために、土砂を搬送するダンプの回転を速めようとしたことにある」として、全工事の中止や見直しを防衛局に要請することを明らかにし、今後は「憲法２１条で保障された表現の自由に基づき、安全に配慮しながら現場での抗議行動を継続する」との方針を示した。（琉球新報ほか）

■自衛隊、「特定秘密」漏洩で大量処分
2024年７月11日、防衛省は「特定秘密」の不適切な取り扱いが十数件あったことを国会に報告した。処分者は１１３人に上る。（各紙）
「何が秘密か？それは秘密だ」と揶揄された特定秘密保護法の施行から１０年で、このような結果が生まれた。海自艦艇内の戦闘指揮所の端末モニターで、「適性評価」を受けていない無資格者が「特定秘密」に接したことが違法とされた。何が「特定」であるか知らない隊員が、もし知人にその内容を漏らしたら「スパイ行為」として逮捕され、最長１０年の懲役刑を食らいかねない事態である。
その内容を「特定秘密」と知らずに報じたメディアがあった場合も同罪になる。「特定秘密保護法」は、「米軍との情報共有の円滑化」を名目に、激しい反対運動をよそに２０１４年に成立した。今国会で米軍との「統合作戦司令部設置法」が成立したが、米軍指揮下での軍事一体化を迫られている自衛隊にとって、今回の大量処分は、自衛隊が米軍の信頼を得るために必要な処分だったのであろう。

■安和桟橋の牛歩封鎖が常態化
2024年９月５日　名護市安和桟橋で土砂の搬出中に死亡事故が起きてから２週間。防衛省は再開初日の３倍以上のダンプカーを入れ、事故前を上回る水準となった。
搬出に反対する市民は、牛歩をしながら、警備業法１５条の「警備員は個人・団体の正当な活動に干渉してはならない」の条項を示し、民間警備員の歩道封鎖の不法性を訴えているが、ネットフェンスを使った「人のバリケード」による封鎖が常態化している。（琉球新報）



■陸自宮古島指令が住民団体を恫喝
2025年８月６日　陸上自衛隊宮古駐屯地の駐屯地指令が、基地外で市民団体に対し大声で恫喝した事件が起きた。この日は駐屯地の新人隊員が駐屯地外での徒歩訓練を行って
いて、観光施設の駐車場で休憩をとっていたが、早朝からその様子を監視していた「ミサイルいらない宮古島住民連絡会」が、拡声器で「きれいな朝日に戦闘服姿は似合わない」と語りかけたところ、部隊を指揮していた比嘉隼人指令が、同会共同代表の清水早子さんに「（駐車場使用の）許可をとっているんですか。われわれは許可をとっているんですよ」と大声で立ちはだかり、清水さんが「ここは市民の・・・」と話しても、「許可とれ、早くとってこい」と威圧した（この様子は同会のＨＰで視聴することができる）。
宮古島では、自衛隊の「南西シフト」により、２０１９年に警備隊とミサイル部隊が配備された。陸自は新隊員教育の一環として駐屯地外で長距離を歩く訓練を行っていたが、住民は宮古島に配備された自衛隊員が戦闘服で島内の公道を歩きまわることに常日頃危機感を抱いていた。この日も約２０人が観光施設で休憩をとっていたが、市民団体は早朝からそれを監視していた。駐車場を管理している県宮古土木事務所によれば、駐屯地は使用許可申請を行っておらず、また市民が駐車場使用の許可は、工作物の設置などがなければ必要としない。

資料❹　自衛隊の事件簿　2021年～2026年　（３）

■目取真さんのパソコン押収。作家活動の妨害
2025年8月7日　芥川賞作家の目取真俊さんが、沖縄県警の自宅の家宅捜査を受け、パソコンやスマホなど、作品の執筆や発信に必要な機材を押収され、作家としての表現活動が封じられた。
　目取真さんへの容疑は、昨年１０月～今年５月に、米軍のキャンプシュワブを囲むフェンスの一部を破壊したというもの。目取真さんは、フェンスなどは、工事現場を撮影しようとして手で触れた際に壊れたもので、もともと潮風などによりボロボロに経年劣化しており、管理を怠っている防衛管理局の管理体制の方が問題だとしている。
　目取真さんは、辺野古新基地建設に反対し、カヌーでの海上抗議行動などに参加してきたが、今回のパソコンなどの押収は、作家としての活動を妨害するために行われたのではないかとみられている。

■横須賀市、平和イベント講演取りやめ
2025年10月１２日　「基地のまち横須賀」から平和を呼びかけようと続けられてきた「ピースフェスティバル」の４０回目が市役所前講演で開催されたが、これまで後援してきた横須賀市が初めて後援を降りた。後援を依頼した主催者の企画書の中にあった海上自衛隊に配備される米巡航ミサイル「トマホーク」に関する記述が、「市の政治的中立性を損なう」と判断したことが理由。
　企画書のサブタイトルには「ここが問題！自衛隊トマホーク配備」と記されており、「国内に様々な考え方の方がいる中で、特定の意見を市が支援することはできない」という。主催団体は、「反対」一色のイベントではないのに、と首をかしげる。美術・文化社会批評のアライ・ヒロユキ氏は、「議論の場を育むことが行政の役割。特定の政党を支持・反対するものでない市民活動に横やりを入れることは越権行為ではないか」と指摘した。（神奈川新聞）

■小泉防衛相、抗議活動に難癖
2026年1月8日、小泉進次郎防衛相は、沖縄県庁で玉城デニー知事と会談した際、自衛隊に対する市民の抗議活動を巡り、「『平和な島に迷彩服はいらない』、『観光の島に自衛隊はいらない』という心無い言葉が自衛隊に向けられている。平和を守るためには自衛隊が必要。観光が成り立つのは、自衛隊が24時間体制で周辺海空域を警戒監視しているから」との見解を示した。玉城知事は、面談後の記者会見で「なぜ沖縄で自衛隊という組織を受け入れがたい人がいるのか、こちらにも思いを寄せていただきたい」と語った。（沖縄タイムス、琉球新報）

■宮古島自衛隊市民恫喝訴訟始まる
2026年３月１３日　「ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会」の清水早子共同代表らは、昨年８月の陸上自衛隊宮古駐屯地の訓練の過程で、清水さんたちを恫喝した当時の指令と国を相手に、国家賠償請求訴訟を起こした。
　清水さんたちは、訓練で休憩中の新人隊員に対して拡声器で語り掛けていたところ、比嘉隼人隊長が駐車場の使用許可を取るよう大声で恫喝、これは「憲法に基づく市民の表現の自由」を圧殺した行為だと指摘し、地元新聞４紙への謝罪広告の掲載と２人の原告へ各１００万円の支払いを求めた。
　なお、沖縄県警は、清水さんたちの告発を受け、この警備隊長を強要容疑で那覇地検平良支部に書類送検している（起訴されるかどうかは４月１日現在で不明）。
　宮古駐屯地は、住民との約束で「訓練は基地内で行う」としていたが、８月の行軍訓練はそれに反するもの。清水さんたちは、このようなことが見過ごされるならば市民の自衛隊監視活動や自衛隊に意見を言う自由が圧殺されかねないと、「市民への恫喝をゆるさない宮古島自衛隊訴訟を支援する会」を結成し、支援を呼び掛けている。連絡先は〈terutogon@gmail.com〉（沖縄タイムス 琉球新報 支援する会チラシ）

■自民党党大会で自衛官が国歌斉唱
2026年4月12日
　4月12日に開かれた自民党の党大会で陸上自衛隊・音楽隊の制服を着た現役の自衛官が国歌を斉唱。自衛隊法では、投票などの選挙権の行使をのぞく自衛隊員の政治的行為を制限していることから、野党からは「政治的中立を損ねている」と問題視する声が上がっています。小泉防衛大臣はこの指摘について、「国歌斉唱は政治的行為でない」とし、高市総理も同様の考えを示している。
　こうしたなか、市民団体がきょう、都内で記者会見を開き、自民党の党大会での国歌斉唱は政治的な行為を制限する自衛隊法に違反するとして、陸上自衛隊員ら4人を東京地検に刑事告発したことを明らかにした。

■「国家情報会議創設法」参院通過
2026年5月27日　「国家情報会議創設法」が参院を通過した。野党は、立民が情報活動を監査する第三者機関の設置検討などを求めた修正案を提出したが、否決された。賛成１８７，反対５８。国家情報会議の創設は、昨年10月の自民・維新の連立合意書に盛り込まれた「インテリジェンス強化策」の第一歩であり、政府はこれから「外国代理人登録法」制定、「対外情報庁」の創設を通して、最終的に「スパイ防止法」の制定を目指す。戦前の「治安維持法」体制の復活を許すのか、正念場が始まっている。（各紙）

■陸自指令恫喝に対し損害賠償第一回口頭弁論
2026年６月９日　陸自宮古島駐屯地トップの比嘉司令が、抗議活動をしていた市民に恫喝をした問題を巡り、「表現の自由」の行使を侵害されたとして比嘉氏や国に損害賠償を求めた訴訟の第一回口頭弁論が那覇地裁で開かれた。
「ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会」共同代表の清水早子さんは、「宮古島では今、日米共同訓練が繰り返され、島が戦場として組み込まれようとしています。（中略）その中で、不安を抱いた市民が声を上げることは、民主主義社会において当然の権利です。自衛隊を監視し、疑問を呈し、抗議することは、憲法で保障された表現の自由であり、主権者としては、当然の権利です。」「裁判所は、市民の表現の自由と人格権を守る砦として、公正な判断を示されることを、強く願っています」と述べました。清水さんたち「住民連絡会」に対しては、ネットで「中国のスパイ」などと中傷する書き込みが増加しています。自衛隊支持者たちからの組織的行為と思われ、訴訟は重要な位置に押し上げられている。（いんしゃあかなすフェイスブック）

■自衛隊「現地調査隊」が思想調査
2026年7月22日　熊本日日新聞は、自衛隊の情報調査部に対するスクープ記事を発表。同紙によれば、陸上自衛隊中央情報部（朝霞駐屯地）の対外情報部門「現地調査隊」が、日本の大学教授や市民団体活動家らを対象に、思想・信条や個人情報を調査・収集していることが取材や関係資料で判明したという。
　本来は海外での情報収集活動を任務とする現地調査隊が、明確な法的根拠なしに、国内情報活動（ヒューミント）を担い、集められた情報は数千人に上る可能性があるという。調査項目には「愛国心」や「対自衛隊感情」のほか「性的嗜好」「異性関係」もあった。
　取材に応じた元隊員は、「学会や会合に参加したりして対象者と徐々に関係を構築し、親しくなると居酒屋に呼び出す」こともあったと打ち明けた。（熊本日日新聞）

■“音楽隊の後から、武器を持った兵隊が”
2026年7月25日　宮古島根間公園の夏祭りで、キャンプ瑞慶覧の米海兵隊第3遠征軍の音楽隊が参加して演奏を行った。市民団体「ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会」の5人が、「軍隊で文化交流はできない」などと日本語と英語で書かれたプラカードを掲げて無言で抗議したところ、祭を運営する宮古島商工会議所の職員から公園外に出るよう求められた。公園は市有地であるため、プラカードを使っての抗議は禁じられていない。市民団体は、音楽隊の出番が終わるまで公園内で抗議を続けた。（沖縄タイムス）
　清水早子共同代表は「誰でも入場できる会場なのに、対応がおかしい。音楽隊が来た後には、武器を持った人たちが来る。米軍がずっと宮古に居るようになったら、商工会議所は責任をとれるのか」と語った。（宮古毎日新聞）

■「国家情報局」発足
2026年7月31日　政府は、国家情報会議（ＮＩＣ）とその事務局、国家情報局（ＮＩＢ）を設置した。局長には、警察庁出身（公安畑）で前内閣情報官の原和也。
　この組織は、昨年10月の自民党と維新の連合合意書で明記され、今後「対外情報庁」設置、「外国干渉防止法」創設、最終的に「スパイ防止法」の制定と、戦前の「治安維持法」体制の復活が目論まれている。日本のメディアは事実関係しか伝えていないが、ＣＮＮニュースは「大日本帝国時代の人権迫害の記憶が薄れつつある中で、第2次大戦後、初の中央集権型情報機関の新設」と批判している。

（以上「**自衛隊の事件簿　2021年～2026年**」は「表現の自由を市民の手に全国ネットワーク　ニューズレター」から自衛隊関連の表現の自由侵害に関わる事件ニュースを掲載しました。
多くの事件が沖縄で起きていること、そしてそれらが沖縄以外ではあまり報道されていないことが伺えます。）

資料❻　「自衛官の人権弁護団」ホームページから

こんな悩みはありませんか？

[いじめ･パワハラ]
いじめ、パワハラは自衛隊員として耐えないといけないですか？
人格を傷つけるいじめやハラスメントは明らかな人権侵害です。あなたは、自衛隊員である前に一人の人間であり、自衛隊員であるがゆえにいじめやパワハラに耐えなければならないということはありません。また、職場でパワハラが行なわれていれば、同僚たちも傷つき嫌な思いをし、職場環境を悪化させます。
いじめやハラスメントが許されないことは、民主主義の国では当然のことであり、日本でも遅ればせながら２０２０年にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が成立しました。軍人も一般市民と変わりません。ドイツでは、兵員法（第６条）でわざわざ「兵士はすべての他の市民と同様の権利を有する」と定めています。

息子が寮の相部屋の先輩にいじめられているというので、上官に直談判すると「服務指導です」と言われました。寮生活の時間は自由ではないのですか？
自衛隊のいじめ・パワハラの原因の1つは、「公私の区別」がないことです。隊員は、入隊と同時に生活隊舎（寮）に入って集団生活（連帯責任）を送り、仕事から寮生活まで24時間が部隊の中にあり、 上官や先輩から「服務指導」を受けます。
「服務指導」は、隊員を教育訓練し、職務に専念させるために、勤務時間外の生活の管理、すなわち外出・外泊の許可、交遊関係から心情把握、私的な悩みにまで及びます。
この閉鎖的な生活空間で、今まで経験したことのない人間関係の軋轢や葛藤に遭遇したり、いじめやパワハラを受けたりすることが多いのです。
学校で「ゆとり教育」が導入されたとき、自衛隊でも個室化を進めたことがありましたが、今では逆戻りして（自殺防止が理由の１つとされています）、隣同士をカーテンで仕切ることも認められていません。

自衛隊の「服務指導」とは何ですか。一般の公務員と何がどう違うのですか？
自衛隊員の生活について『服務ハンドブック（幹部隊員用・服務参考資料）』は、「自衛隊の規律の特性で一番重要な点は、規律の基礎が戦闘にあるということである。戦闘の規律から発して、すべて平時の規律が作られていることが、一般の社会の規律とは異なっている」として、「自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する」と説明しています。
このような自衛隊員の勤務と生活の全体を「服務態勢」と言い、図表化すると以下の図のようになります（『服務ハンドブック（幹部隊員用・服務参考資料）』より）。企業や一般官庁のように所定内労働（拘束時間）と所定外労働（自由時間）という区別がありません。
私たち弁護団は、２４時間拘束・管理して「服従の習性を育成する」というのは、個人の自由と自律に立脚する個人主義（憲法１３条）に反しており、改めるべきであると提言しています。

いじめやパワハラと思うことも、「躾（しつけ）」の範囲内だと言われました。自衛隊の「躾（しつけ）」とは何ですか？
前述した「服務指導」とも重なる言葉です。私ども弁護団が取り組んだ空自セクハラ裁判（札幌地裁2010年７月29日判決）の原告が新入隊員教育で配布された冊子「躾（しつけ）」によると、「形から入る「しつけ」が習い性となるとき、個人の徳操を形成する」とされ、「しつけ教育の過程を心理的にみるならば個人の勝手気ままな心のコントロールとみることが出来る。易きにながれる我が儘な心を押さえ理性の指向する任務に邁進せねばならぬ自衛隊精神涵養の主要手段は「しつけ」教育に存すると言っても過言ではない」としています。

そして次のように言います。「今の若者は社会常識にうとく、礼儀作法をわきまえないと言う批判を聞く。これは何も若者に限ったことでなく、日本の社会全般にわたって共通の問題である。かつて東洋の君主国と言われたわが国は、太平洋戦争後封建制度の否定とともに古来の美風も崩壊して、それに変わるべき新しい規律は誤れる自由主義の名目の下にいまだに固定化していない」「昔の日本人には、環境や階級の差こそあれ厳しい礼儀作法のしきたりがあって、社会の秩序を保ち、人間関係を円滑にする上で重要な役割を果たしていた。」

私たち弁護団は、公務員を法律ではなく「習い性」や「躾」で動かすことは、憲法１３条の個人の尊重や憲法２７条の労働条件法定主義に反し、間違っていると批判しています。

自衛隊の暴力やパワハラに対する懲戒処分は、軽すぎます。なぜですか？
自衛隊は、パワハラの増加と処分が甘いという批判を受け、２０２０年１月３１日の防衛大臣通達「暴力等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準」で、懲戒の処分基準を重くする見直しを行いました。
例えば、パワハラで全治１カ月以上の重傷を負わせた場合、従来の「１６日以上の停職」を、原則「免職」とし最低でも「６か月以上の停職」へと大幅に引き上げました。
そもそも全治１カ月以上の重症を負わせても免職がなかったことに驚きですが、基準が変わっても実際に重く処分されるかは別です。なぜならば、同通達は、他方で、重症を負わせても「被害者の態度が反抗的」「思わず感情的になって」行なった場合には免職しないなどの処分の軽減を認めているからです。
多くの隊員は、どうせ上官や幹部はこれが適用されて、特権的地位が守られるのだろうと疑っています。今後どう具体的に適用されるかが重要です。

上司から暴言などのパワハラを受けています。上司の上官に相談しても取り合わず、同僚も助けてくれません。何かよい方法はありませんか？
『苦情処理申立』という制度があり、「隊員は、自衛隊において自己の受けた取扱が不法又は不法であると考えるときは、上官にその旨を申し出て不法又は不当な取扱いの是正その他の苦情の救済を求める」ことができます。
書面でも口頭でも申し立てることができ、部隊は苦情処理委員会を設置して原則６０日以内に調査し、原則３０日以内に苦情処理をし、結果を文書で通知し、不服な場合は再度の苦情申立てができることを保障しています。
ところが、苦情処理申立は、国家公務員の人事院に相当する制度なのですが、法律ではなく政令の定めにすぎず、隊員にその存在と利用が周知されていません。また、自分の所属組織に申し出ることになりますので、加害者が所属組織の上官や同僚であることが多いため、調査の第三者性や処理の公平性の確保に問題があります。
私たち弁護団は、限界があるとはいえ同制度を積極的に活用することを勧めます。そのうえで、弁護士が代理人として介入することや、事案の重大性や必要性により法的手続をとったりします。

[セクハラ･性的な嫌がらせ]

自衛隊では、どういうセクハラが多いのですか？
25年前の1999年4月に男女雇用機会均等法が改正され、初めてセクハラ防止が事業主に義務づけられましたが、この前年に官民を問わずセクハラの実態調査が行なわれました。この結果によると、自衛隊では、猥褻な発言は日常的なこと、さわられるぐらいは当たり前、性暴力も珍しくない、という実態が判ります。
性的関係の強要＝１８．７％　わざとさわる＝５９．８％
強姦・暴行（未遂含）＝７．４％
性的なからかい・冗談等＝６４．４％
容姿・年齢・結婚等を話題＝５８．９％
セクハラ発言の面では、2007年に自衛隊が作成した啓蒙チラシに次の記載があり、隊内でよく交わされている発言が垣間見えます。
（性的な関心・欲求に基づくもの）
①　スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする。
②　聞くに堪えない卑猥な冗談をかわす。
③　性的な経験や性生活について質問する。
④　性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とする。
五ノ井さんの件や隊員の声を聞くと、現在も余り変わっていないように思います。（以下続く）

このほか、次のような悩みについての相談及び回答をホームページから読むことができます。

[《公務災害》訓練中の事故]
[《公務災害》鬱病･自殺など]
[退職妨害・退職強要]
[懲戒処分]
[プライバシーと私生活]

（自衛官の人権弁護団ホームページ　https://jieikan-jinken.com/ より一部転載紹介）

資料❻　自衛隊とは？〈Wikpedia〉

自衛隊（じえいたい、英: Japan Self-Defense Forces、略称: **JSDF**）は、日本の保有する実力組織である。国際法上は軍隊として取り扱われる。
防衛省のそれぞれの特別の機関として**陸上自衛隊**（陸自）、**海上自衛隊**（海自）、**航空自衛隊**（空自）からなり、最高指揮官である内閣総理大臣および隊務の統括を担う防衛大臣による文民統制（シビリアン・コントロール）の下で管理されている。
第二次世界大戦後 大日本帝国陸軍・海軍は解体されたが、1950年（昭和25年）には自衛隊の前身である警察予備隊が発足し、組織改編を経て、1954年（昭和29年）7月1日に自衛隊が設立された。
冷戦終結後、特に21世紀に入ってからは、朝鮮人民軍、中国人民解放軍、ロシア連邦軍との緊張が高まり、自衛隊の地位や日本社会との関係をめぐる議論が再燃している。 自衛隊は、アメリカ軍との緊密な同盟を維持し、オーストラリア国防軍、インド軍、中華民国国軍、大韓民国国軍、シンガポール軍、タイ王国軍、フィリピン軍、イギリス軍、ウクライナ軍、北大西洋条約機構(NATO)との協力・連携強化や、新たな装備やハードウェアの取得を優先してきた。
自衛官の定数は2022年（令和4年）度末時点で24万7154人であるが、実際に奉職している人数の比率を示す充足率は92%と、人員不足が常態化している。
イギリスの有力シンクタンクである国際戦略研究所（IISS）の年次報告書「ミリタリー・バランス」では、2020年（令和2年）の日本の軍事費は世界第8位に位置付けられている。

概要

日本国憲法第9条の下、専守防衛に基づき、国家安全保障戦略（旧：国防の基本方針）および国家防衛戦略（旧：防衛計画の大綱）の規定により、「国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛すること」を基本理念とする（自衛隊法第3条第1項）。

自衛隊法（昭和29年法律第165号）
（自衛隊の任務）
第三条　自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。
2　自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。
　一　我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動
　二　国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動
3　陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

内閣総理大臣が内閣を代表して最高指揮監督権を有し、防衛大臣が隊務を統括する。陸、海、空の三自衛隊を一体的に運用するための統括組織として統合幕僚監部が設置され、防衛大臣は統合幕僚長を通じて、陸海空自衛隊に命令を発する。
自衛隊法上の「自衛隊」とは、自衛隊員として含まれない「防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、及び防衛大臣秘書官」なども含めた防衛省の「事務次官並びに防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、防衛装備庁、その他の機関並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むもの」（自衛隊法第2条第1項）とされ、これは「防衛省」とほぼ同一の組織に相当する。一般的には国の行政機関という面から見た場合は「防衛省」、部隊行動を行う実力組織としての面から見た場合は「自衛隊」として区別されて用いられることが多い。

日本国憲法第9条は、「国際紛争を解決する手段としての、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使の放棄」と「陸海空軍その他の戦力の不保持」、ならびに「交戦権の否認」を規定しているが、政府見解によれば憲法は自衛権の放棄を規定したものではなく、その自衛権の裏付けとなる自衛のための必要最小限度の実力は憲法第9条第2項にいう「戦力」には該当しない。ゆえに、日本を防衛するための必要最小限度の実力を行使することは当然に認められており、これは交戦権の行使とは別の観念であるという立場に立っている。こういった憲法上の制約を課せられている自衛隊は、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものであるが、他方、自衛隊は国際法上は軍隊として取り扱われており、自衛官は軍隊の構成員に該当するものとされている。

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
国力国情に応じ自衛のため必要な限度において 効率的な防衛力を漸進的に整備する。
外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。 ― 国防の基本方針 - 昭和32年5月20日閣議決定（第*1*次岸内閣：岸信介首相）

2013年（平成25年）12月17日、「国防の基本方針」に代わるものとして「国家安全保障戦略が策定された。

自衛隊違憲論

　2015年6月下旬に『朝日新聞』が行った憲法学者へのアンケートによれば、自衛隊の存在が「憲法違反にあたる」と答えたのは回答した憲法学者122人のうち50人（41%）で、「憲法違反の可能性がある」と答えたのは27人（22%）であった。「憲法違反にはあたらない可能性がある」と答えたのは13人（11%）で、「憲法違反にはあたらない」と答えたのは28人（23%）、4人（3%）は無回答だった。
　安倍晋三首相は2017年9月25日に「朝日新聞の調査で憲法学者の7割以上が憲法違反だと言っている」と発言したが、『朝日新聞』はファクトチェック（事実検証）で2015年のアンケートの結果と異なる点を指摘し、「7割以上」という数字は1991年10月から11月にかけて憲法学者を対象に行ったアンケートの結果であり、「調査から26年が経過しており、現在の憲法学者の見解を説明するために用いるデータとしては適切とは言えない」と指摘した。
　なお、1991年に憲法学者を対象に行われた『朝日新聞』のアンケートでは、「9条に照らして、自衛隊はそもそも違憲」と答えたのが78%、「9条は「自衛のための必要最小限度の実力」の保持は認めているが、現在の自衛隊はこの限度を超えているため違憲」と答えたのが6%、「9条は「自衛のための必要最小限度の実力」の保持を認めており、現在の自衛隊はこの範囲内だから合憲」と答えたのが9%、「9条に照らしても、自衛隊は無限定に合憲」と答えたのが2%だった。
　戦後の社会党を中心とした左派政党など護憲派や市民団体は、自衛隊は日米安全保障条約と共に違憲だと主張してきた。
　「戦後の再軍備自体が想定されていなかった日本国憲法が出来た時の解釈からすれば明確に違憲どころかそれ以前の問題であった」といった主張である（新党憲法9条）。
　非武装中立を志向する政党、団体、人々からは日本政府が日本国憲法を専守防衛の自衛隊は戦後史の中で日本国民に定着した事実上の合憲的存在であるとの解釈していることを批判している。（後略）

※そもそも「自衛隊とは」どれだけ頭に入っているかと思ってWikpediaを参照してみました。ご参考まで。

資料❼　自衛隊と憲法について考える書籍

＊



自衛隊と憲法
木村草太（著）
晶文社／2026年4月
2026年2月の総選挙で高市自民党が圧勝し、与党の衆議院議席が3分の2を超えた。すでに憲法改正の議論が高まってきている。自衛隊明記、緊急事態条項、存立危機事態の解釈、さらには集団的自衛権の容認条件、核保有・核共有、国会の解散権、選択的夫婦別姓にいたるまで、憲法改正を議論する際に必須の論点をまとめたテキストの最新版！　護憲派のひとも改憲派のひとも必読。



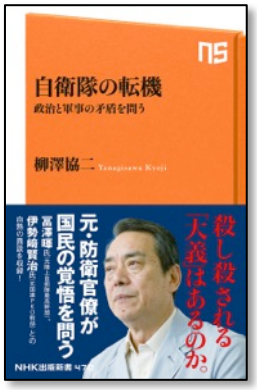
七訂 憲法入門
樋口陽一（著）
勁草書房／2026年3月
いま、私たちはどういう岐路に立つのか？「立憲主義」を書名に掲げた初の著作から半世紀を超え、その意義を現実に問わねばならぬ時代。社会の文明のあり方を支えるものとしての憲法という視点から、日本国憲法を、人類社会の大きなタテ糸（歴史）とヨコ糸（比較）の交差の中に位置づけ、「憲法から見た現代社会論」として展開する。



平和憲法の破壊は許さない　なぜ今、憲法に自衛隊を明記してはならないのか
寺井一弘·伊藤真·小西洋之（著）
日本評論社／2019年1月
安倍総理は、自衛隊を憲法に明記するだけで何も変わらないと主張する。しかし本当に何も変わらないのか。
・政治的な主義主張を超えて、自衛隊明記の改憲をなぜ許してはならないのか。
・自衛隊を憲法に明記すると私たちの社会がどう変わるのか。
・自衛隊明記の改憲を阻止するために、今、私たちがなすべきことは何か。



「憲法改正」の真実
樋口陽一・小林節（著）
集英社／2016年３月
自民党による憲法改正草案には、「改憲派」の憲法学者も驚愕した。これでは、国家の根幹が破壊され、日本は先進国の資格を失う、と。自民党のブレインでありながら、反旗を翻したのは「改憲派」の重鎮・小林節。そして彼が、自民党草案の分析を共にするのは「護憲派」の泰斗にして、憲法学界の最高権威、樋口陽一。
ふたりが炙り出した、自民党草案全体を貫く「隠された意図」とは何か? 犀利な分析を、日本一分かりやすい言葉で語る「憲法改正」論議の決定版!



自衛隊の転機 政治と軍事の矛盾を問う
柳澤協二（著）
NHK出版新書／2015年9月
憲法第9条の下、専守防衛の軍として戦後、一発も実戦で撃たなかった自衛隊。集団的自衛権行使と国連PKOでの武器使用拡大路線で、自衛隊の役割はどう変わるのか。日米同盟と憲法のはざまで、悩みながら海外派遣の実務を仕切ってきた元防衛官僚が、発足以来60年の矛盾に向き合い、拙速な法改正に異を唱える。どんな大義のために殺し殺されるリスクを負わせるのか、国民の覚悟を問う一書。



日本は戦争をするのか
集団的自衛権と自衛隊
半田滋（著）
岩波新書／2014年5月
安倍首相の悲願といわれる集団的自衛権の容認。武器輸出の解禁や日本版NSCの登場、国家安全保障基本法の議論などを背景に、今、日本が急激に変わろうとしている。政府で何が議論されているのか。自衛隊はどう受けとめているのか。30年以上にわたり日本の防衛を取材してきた著者が問う。



自衛隊も米軍も日本にはいらない
花岡しげる（著）
花伝社／2020年1月
護憲派のための究極の安全保障論。自衛隊を非軍事組織「災害救助即応隊」に衣替え。
● 防衛省を「防災平和省」に、自衛隊を「災害救助即応隊(ジャイロ)」にすることで、憲法第9条を護り、自衛隊違憲論争に終止符を打つ
● アメリカの憲法に日本国憲法第9条を書き加える運動をされていたチャールズ・オーバビー博士との交流や、軍隊を放棄したコスタリカを訪ねた経験を活かす



戦後60年軍拡史 1945-2006
上田哲（著）
現代書館／2006年7月
第１部　中立と同盟　第２部　分水嶺の目撃　第３部　本格軍事国家の道　第４部　ＮＡＴＯ型軍拡への変形　第５部　安保論争の衰弱　第６部　第三次安保体制　第７部　軍事改憲　第８部　司法の怯懦　第９部　「戦後六十年問題」の今後



司法と憲法9条
永井靖二（著）
日本評論社／2017年4月
自衛隊違憲判決を軸に社会背景と人物を丹念に描き、改めて憲法9条の深意を問う。朝日新聞好評連載「新聞と9条」の単行本化。



米軍·自衛隊一体化と日本国憲法
市民を監視し海外で戦争へ
安保破棄中央実行委員会(編)
2007年7月刊
日米安保条約と日本国憲法の関係について深く掘り下げた政治・憲法関連の書籍。米軍と自衛隊の一体化が進む中、日本の防衛政策がどのように変化し、市民生活や憲法にどのような影響を与えているかを詳細に解説する。安保破棄中央実行委員会によって編纂されたこの資料は、日米同盟の強化、集団的自衛権の行使、ミサイル防衛システムの導入など、現代日本の安全保障政策の重要なテーマを網羅している。市民監視の問題や海外派兵の実態についても言及し、憲法第9条との関係性を考察している。日本の平和主義と安全保障のあり方について理解を深めたい方、現代の防衛政策に関心のある方に最適な一冊。詳細な分析と豊富な資料により、複雑な安全保障問題をわかりやすく学ぶことができる。

資料❽　映画の中の自衛隊（防衛省のメディア広報戦略）自衛隊協力映画

映画のなかの自衛隊：防衛省のメディア広報戦略
須藤遙子（著）
大月書店／2024年9月



「映え」る自衛隊に「萌え」る社会
フィクションと現実の相互作用を読み解く

自衛隊が広報活動として製作に協力する劇映画＝「自衛隊協力映画」。戦車や爆撃機までもが無償＝税金で提供される、その32作品を、政治・経済・社会的背景と映画表象を関連づけて分析。官民相互依存のポリティクスを描きだす。

〈目次〉
第１章　自衛隊協力映画とは
1.定義と対象作品
2.映画協力の法的根拠
3.法的整備以前の『予科練物語～紺碧の空遠く』（一九六〇年）
4.映画協力の現行方針

第２章　航空映画
1.『今日もわれ大空にあり』（一九六四年）
2.『ジェットF104　脱出せよ』（一九六八年）
3.『BEST GUY〈ベストガイ〉』（一九九〇年）
4.『空へ～救いの翼 RESCUE WINGS～』（二〇〇八年）

第３章　怪獣映画①――『ゴジラ』
1.『ゴジラ』（一九五四年）
2.『ゴジラVSビオランテ』（一九八九年）
3.『ゴジラ2000ミレニアム』（一九九九年）
4.『ゴラ×メカゴジラ』（二〇〇二年）
5.『シン・ゴジラ』（二〇一六年）

第４章　怪獣映画②――『ガメラ』『ウルトラマン』
1.『ガメラ　大怪獣空中決戦』（一九九五年）
2.『ガメラ2　レギオン襲来』（一九九六年）
3.『ガメラ3　邪神<イリス>覚醒』（一九九九年）
4.『ULTRAMAN』（二〇〇四年）
5.『シン・ウルトラマン』（二〇二二年）

第５章　災害映画
1.『日本沈没』（二〇〇六年）
2.『マリと子犬の物語』（二〇〇七年）
3.『絆－再びの空へ-Blue Impulse』（二〇一四年）

第６章　テロ映画
1.『亡国のイージス』（二〇〇五年）
2.『ミッドナイトイーグル』（二〇〇七年）
3.『名探偵コナン　絶海の探偵』（二〇一三年）

第７章　戦争映画
1.『きけ、わだつみの声　Last Friends』（一九九五年）
2.『男たちの大和／YAMATO』（二〇〇五年）
3.『俺は、君のためにこそ死ににいく』（二〇〇七年）
4.『聯合艦隊司令長官　山本五十六』（二〇一一年）
5.『永遠の０』（二〇一三年）

第８章　マンガ原作の作品
1.『右向け左！ 自衛隊へ行こう』（一九九五年）
2.『守ってあげたい！』（二〇〇〇年）
3.『沈黙の艦隊』（二〇二三年）

第９章　萌ミリ作品
1.『ガールズ＆パンツァー』（二〇一二年～）
2.自衛官募集ポスターから考える「萌え広報」

第１０章　米軍協力映画
1.米軍の映画協力基準
2.『トップガン』（一九八六年）
3.『ジェット機出動 第101航空基地』（一九五七年）

第１１章　非自衛隊協力映画
1.『戦国自衛隊』（一九七九年）
2.『宣戦布告』（二〇〇二年）
3.『ローレライ』（二〇〇五年）
4.『空母いぶき』（二〇一九年）

第１２章　自衛隊協力映画の時代背景
1.第一期：開始期（一九六〇-六九年）
2.第二期：中断期（一九七〇-八八年）
3.第三期：再開期（一九八九-二〇〇〇年）
4.第四期：発展期（二〇〇一-一一年）
5.第五期：成熟期（二〇一二年以降）

終章　自衛隊広報の現状
1.自衛隊広報施設
2.自衛隊広報イベント

自衛隊協力映画
『今日もわれ大空にあり』から『名探偵コナン』まで
須藤遙子（著）
大月書店／2013年10月



自衛隊が製作に協力した劇映画35作品を、政治経済的背景と映画表象を関連づけて分析。官民相互依存のポリティクスを描きだす。

自衛隊が広報活動として製作に協力する劇映画がある。戦車や爆撃機までもが無償＝税金で提供される、その自衛隊協力映画35作品を、政治・経済・社会的背景と映画表象を関連づけて分析。官民相互依存のポリティクスを描きだす。

【web連載】
須藤遙子「愛妹通信―自衛隊広報レポート」のご案内

この二つの自衛隊協力映画の著者、須藤遙子が大月書店のホームページに2015年4月28日から2018年3月23日まで月1回連載しています。自衛隊の広報活動の様子がよくわかります。(S.H.)

Webサイトはこちらから
https://www.otsukishoten.co.jp/book/b122874.html
その2015年4月28日の【予告編】はこちら
https://www.otsukishoten.co.jp/news/n11595.html

2018年3月23日の掲載から、一部転載紹介します。
「……そして、「フツー」だった人が兵士となり、兵士となった途端に「フツー」の人の生活を破壊する側に回るかもしれないということは、軍事組織ならではの過去から現在までずっと続く問題です。その立場の転換は、国家が一手に握っています。
愛妹！ 国家はそのような恐ろしい力を発揮できるからこそ、私たちは憲法でその力を常に制限しなくてはいけないのです。国家は莫大な経済的な力も持っており、消費社会にも大きな影響を及ぼしています。……」

資料❾　第89回憲法を考える映画の会『1923』報告および参加者感想から（１）



第89回 憲法を考える映画の会は、映画『1923 関東大虐殺 』を見て、関東大震災時の朝鮮中国人虐殺の実態ともに国や都がそれを隠し続けて、今も認めようとしない事について考えました。

当日は、250人を超えるほぼ満員の方に参加いただきました。

トークシェアでは「九月、東京の路上で」の著者の加藤直樹さんにお話をいただき、その後、参加者のの感想を出し合ったり、また質問に答えていただきました。

【トークシェアでの加藤直樹さんのお話】

※録音機器の不具合、ノイズと重なったところがあり、一部（下線部で表示）で書き起こしができなかったところがあります。

ご紹介いただきました加藤直樹と言います。

映画の中で2回程出てきます。自分が出ているにもかかわらず、実際、見るのは今日が初めてです。試写の機会はあったのですが、都合が合わず、今日はじめて見ましたが、最初の感想は、ちょっと疲れたというか、本当に密度の濃いというか、中身の詰まった映画だったと思います。

このテーマについてね、いろいろ読んだりしたこともある僕ですら、疲れた、なんて濃いんだって思ったので、多分多くの皆さんはついていくは大変だったんじゃないかというような気がしました。本当に衝撃を受けたのではないかと思います。

一つ一つの記録に残っている事実とか、証言とか、衝撃というのが、もう皆さん、いくついくつも受け取って、今ぐったりして座っていらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

このぐったりした感じというのは、私が自分の本『**九月、東京の路上で**』を書く前に、資料を読んでいた時に感じていたものです。本当にあの目を背けたくなるような虐殺の様子がたくさんあるんですね。それを読んでいったら、本当にしんどいことだったことを今日見ながら思い出していました。

この映画でもう一つはやっぱり印象に残ったのは、千葉ですとか、埼玉ですとか、東京、横浜、そういったその地元のですね。地域で起きた虐殺について、これを掘り起こして、掘り起こすというのは比喩じゃなくてね、実際のその遺骨をその発掘するということも含めてやってきた皆さんの姿というのが記録されている。これ、とても貴重なことだと思います。

こういう朝鮮人虐殺の研究というのは、60年代、70年代に地域で市民の人たちがですね、学者ではなくて、そういった人たちが地域でその聞き取りをしていくことによって、掘り下げられていったんですね。そしてその人たちが今でも80代になりながら追悼を続けているということが伺えました。

もう一つこの映画で20年後も、30年後もですね。記録として見ることだろうなと思うのは韓国でですね。そういった地道な営みと韓国の人々がつながって、日韓をまたいで、日本政府に真相の究明を求めていく運動が始まっているということも記録していることです。遺族の方が実際に東京に来たりするわけですね。これもなかったことだったんです。遺族とかが見つかったのも、そう前のことではない。この数年ぐらいのことです。それまではまだ自分の親戚が、あの時、殺されたという人っていうのは、なかなか韓国でもですね、そういった人たちに出会うことってなかった。

もう一つ印象に残るのは、日本政府のですね、逃げの姿勢ですよ。今日ですね、これでもか、これでもかって公的文書をずっと私たち見ていくんですけど、陸軍司令部にこう　↗ある、戒厳司令部情報にこうある、地域で出された埼玉県史にこうある、通牒にこうあるという具合に、公的資料から山のようにあるというのは、実際この目でご覧になったと思います。

ところが日本政府の主張というのは、「政府内に事実を確認する文書がありません」ということなんですね。「あるじゃないか」「ある」っていうのを突きつけているのに、それは「ない」と言い張っている。これどういう風に理屈が成立つのかっていう時に、コピーを突きつけられているのに、事実がないからだって説明の仕方をしてますけど、ちょっと正確ではないかなと思います。

まず内閣趣意質問書、内閣に対する質問書として、資料があるだろう。こういう資料があるけど、政府が認めるのかっていうような追求が始まったのは、もう2010年代ぐらいからなんですが、国会で答弁に関して、その国会の質問として、それをやったのは、僕の記憶では、３～4年前、今日(映画に)出ていた杉尾秀哉さんの質問が最初なんですね。それからあと石垣のりこさんとか福島みずほさん、今年はあの共産党の吉良よし子さんが質問していましたが、そうやって国会での質問での追求も始まったんですね。で、その時に国会で追求する人たちが、おそらく研究者の皆さんとい連携してるんだろうと思いますが、本当に「ここに、こういう文章がありますよね」っていう逃げようがないものをようなのを突きつけてるんですね。

例えば、日本の外部省が中国政府との間で当時やり取りをした中国人虐殺についての文書ですとか、それは外務省外交史料館にあるわけなんですね。あるいは公文書館にある資料とかですね。そういったものを突きつけて、こうやって資料があるんじゃないかという風に言ってくんですが、その時、だいたい「政府内に資料はありません」というふうに言っているわけですが、公文書館にあるものを突きつけた時の答弁、すごかったんですね。「公文書館は現在、独立行政法人であると。だから政府内と言えるかどうかわからない」って言うんですよね。もうね、本当にふざけた話で、だからなんでしょうね。政府内に文書がないっていう言い方は、要は「探す気はありません」ということを言ってるだけで、その屁理屈、逃げ口上の隙間というものが繰り返しの質問の中でどんどん狭まっていると、そういうようなことだと思います。だけども、事実として言えばですね、独立行政法人になっているかどうかじゃなくて、東京都公文書館に政府のちゃんと判子押された資料がちゃんとがあるということこれで十分なわけです。

例えば、これが他のテーマでもそうですね。水俣病とか原発の問題について、政府が何かを調査しなきゃいけないという時に、公文書以外のものには関わらないとかね。対象にしないっていうことはあり得ないでしょうし。また 1枚 2枚の公文書から、その絶対全てわかるってことはどんな事件でもありえないわけですよね。これは公文書なり、信頼できる資料なりをもとに総合して判断していたんだ、調査しろといっても調査しない。調査したくないということだろうと。

それからもう一つ、1923年が何を意味するか、日弁連の梓澤さんもおっしゃってますよね、検察庁に捜査資料なり裁判資料なりがあるだろうと、それを出せって言っても出さないというような話がありました。これはもちろん100年前のものですから、裁判記録どのくらい残っているとかですかわからないけれども、探せば出てくる可能性ってあるんですね。ですので、ここでもやはり日本政府がちゃんと探そうと倉庫の中からですね、探していって、こういった資料が出てきたということをすれば出てくるものがあるんだろうということなんですね。ですので、真相究明というものを求めていくが、今、重要だということだと思います。

もう一つですね。国家責任という問題があって、日本政府の国家責任っていうのが確かにあるわけです。それはどういうのかというと、警察が流言を拡散し、軍隊が自ら朝鮮人を殺しているわけですね。　（次ページへ続く）

資料❾　第89回憲法を考える映画の会『1923』報告および参加者感想から（２）

で、この警察が流言を拡散したこととによって、人びとは朝鮮人が暴動を起こしたのを事実だと信じて、殺しているわけですから､政府の国家責任というものがある。さらに言うとその事件を隠蔽しているという、その点でも国家責任というものがある､ただ、最初の地震が起きて、その後、敵を作るために流言飛語を政府が自分で作って広めたというような理解をされると、それはちょっとそうではないだろうということは言えると思うのです。流言がどのような形のものかわかりませんが、それを警察自身が信じてですね、拡散していたということ迄は言えると思いますが、その始まりから政府が計画したとは言えないだろうと思います。この点は、なんでそう思うかと国家責任を問うということと、民衆は踊らされただけだったということは違うと思うのです。国家責任は追及しなけりゃいけないのですが、民衆がなぜ、私たちと同じ100年前の普通の人がなぜ殺したのか、このこともやはりこの事件で考えなきゃいけないことだと思いますね。

僕はある時、インターネットテレビみたいなものに出た時に、司会の人がですね、「やっぱりこうやって朝鮮人とか中国人を当時の人が殺したのは、当時の軍国主義教育のせいだと思うんです」と言う人がいたんです。僕はそれは違います、と否定しました。大正時代って、それなりに自由だったんですね。たしかに今より自由だったかもしれないところもあるかもしれないんです。ファシズムの昭和の時代のようなものではないんで、何で、軍国主義のせいかと言う話をしたかというと、そうなっちゃうと、僕らは戦争に負けて平和憲法になって、それはもう昔の事で今とは関係ないってことになっちゃうからですね。そんなことは無いんです。

例えば、今でもですね、クルド人が、あのこういったことに関心のある方ご存知だと思いますが、埼玉なんかではクルド人に対する排斥が行われているわけですね。もう「殺してしまえ」というヘイトスピーチがネット上にあふれているし、またこの間、北海道ではパキスタン人の会社に放火されることがあった。そういったヘイトスピーチ、ヘイトクライムが随所にあるわけです。そして埼玉で言うと、あの市議や県議がですね、その先頭に立って、排除をやっているということが起きている。で、さらに言えば、去年以降ですね。参政党が伸びたことによって、自民党政府自身がですね、参政党に負けないぐらいの排除政策をやらなきゃいけないって考えたんでしょうね。今もう本当に理不尽なんですね。入管政策の強化を進めている。店を出す時のその資本の規模なんかも非常に厳しくして、町のそのカレー屋さんなんかもこれじゃやっていけないということを悲鳴を上げている状況なんていう。つまり官製ヘイトですね。上からあいつらは排除していいんだということをやっている。

そういったことが起きているという時に、昔のことで済ましていいんだろうか、100年目のことで。ですので、あまり軍国主義のせいであるというとですね。強調しすぎると、それは違うんじゃないかというのはそこに関わってるんです。

今の私たちも人ごとではないよっていう自覚を持たないといけないと思います。当時、100年前の人々、普通の人々がなぜ朝鮮人を殺したのかというときに、いくつか思うところがあるって、まず彼らは流言を信じたわけですよね。朝鮮人が井戸に毒を入れたあるいは爆弾を投げて、こういった流言が始まる理由って言うのはというのは何となくわかるんですね。なんでこんなに火災が広がるんだろうと、誰かを放火したんじゃないかというふうに想像するっていうのはありがちなことですよね。放火が、火が広がる中でバンバンと何か爆発する音がする、地震が起きれば井戸が変色する、これも考えて見れば当然のことなんですが、毒じゃないか、誰が入れたのだろうか、で、ここまでは想像ができるし、共感ていうのもおかしいんですが、そういうことを考えるだろうなと思います。でも、その問題はその次なんですよね。誰かが放火した、じゃ誰かとは。誰かとは朝鮮人だ。誰かが井戸に　↗



毒を入れた、朝鮮人だ、こういう話をなぜ人々を信じたのかということなんです。

つまり、朝鮮人ならやりかねないと思ったってことなんですよね。

これがもし「いや爆弾を投げたのはアメリカ人だよ」って言っても、誰も信じなかったと思います。あるいは、そうですね。当時の流言の記録を見ると、流言が始まっていく当初の頃はですね、社会主義者がやった、大本教の信者がやったという言う流言もあるんです。これは広がらないんですね。つまり人々は「いや、いくら社会主義者といっても爆弾は投げないだろうと、同じ日本人じゃないか」「大本教なんか怪しい宗教だけど、そんなことはしないだろう」「朝鮮人、あいつらならやりかねない」ここですでに差別があるんですね。で、次にその放火をしたに違いない朝鮮人を捕まえてくる。あるいは放火を本人がしたかどうか知らないけど、放火をしている朝鮮人と同じ朝鮮人であるという人を捕まえてきて、これを殺せてしまう。

なぜ殺せてしまうのか。これやはり自分たちよりも劣った存在で、殺してもかまわないと思ってるからなわけですよ。ですから、ここにすでに民衆、私たちと同じ民衆の中にも差別っていうのがなければ、虐殺は起きないんです。

このことをやっぱり考えないといけないというふうに、教訓というかな、100年前に起きたことの意味として、私たちが受け取らなきゃいけないことだと思っているんですね。そういったですね、流れ、そういった問題意識の中で、どうしてその僕がそれに答えることを強調するかというと、そもそもこの問題に関心を持ったきっかけに関わっているんですね。

今日は、だいたい、僕と同世代か、もうちょっと上の皆さんが多いように思うところで、2000年の石原慎太郎の「三国人発言」をご記憶の方がほとんどでないかと思います。これは大学とかで講演するとそこを説明しなきゃいけないんで、面倒くさいんですが、「三国人発言」を覚えていらっしゃると思うんですね。2000年の4月に石原慎太郎が自衛隊の観閲式でですね。こう言ったんです。「大きな地震が起きたら、三国人が暴動起こす可能性がある」「その時には自衛隊に治安出動してもらいたい。」こう言ったんですね。この発言がその当時は、「三国人」というその差別表現の方に焦点が当たっちゃって、問題がちゃんと掘り下げられなかったなという印象があるんですね。

当時ショックを受けたのは、まず一つはこれ関東大震災の流言と全く同じことを言ってるんじゃないかな、ていうことでした。もう一つは、彼の言うように地震が起きたと時に外国人が暴動を起こしたりするだろうか。しかも軍隊が出動しないと潰せないような暴動を起こせるだろうかと思ったことなんです。それでいろいろその社会学のですね、流言研究の本を読んだりとか、あと過去の大地震の経験､記録を読んでみたんですが、そんな事例は一つもないんですね。古今東西。

逆はあるんです。地震とか災害の時にあいつらが悪いと言って、マイノリティが殺されるっていう出来事は、世界中であったんです。　（次ページに続く）

資料❾　第89回憲法を考える映画の会『1923』報告および参加者感想から（３）

例えば中世のヨーロッパでペストが流行った時に、ユダヤ人が井戸に何か入れたからだと言って、ユダヤ人が虐殺される、そういったことが起きているんですね。

1905年のサンフランシスコ地震の時は、あの軍隊ではですね。空き巣だと思った人に無差別に発砲したり、中国人を殺したりしているんですね。

これはちょっとその後になりますが、 2005年のハリケーン・カトリーナの時はですね。やはりあの十数人の黒人が自警団によって殺されているのですが、それはやっぱり実際、市長とか警察が煽動した結果だったんですね。

今でもそういうことが起きている。ですから、実は警戒しなきゃいけないのは、地震が起きた時に警戒しなきゃいけないのは、外国人ではなくて、逆に「外国人が悪さをしてるぞ」っていう流言の方であるということが、その時見えてきたんですね。

で、それを石原慎太郎というその自治体の首長が煽動している、これは大変なことだと思ったんです。なぜかというと、先ほどの映画にあったように、関東大震災の時の事態をどんだけ悪化させたのは、警察が流言を広めたこと、軍隊が自ら虐殺したことだったんです。警察がその朝鮮人が襲ってくるぞと言って、軍隊が、目の前で朝鮮人を殺しているというふうに、その流言をですね、疑うことっていうことは普通の人がなかなかできることではないんですね。

ですから、行政当局がどういう説明を示すかということが決定的である、とすると石原慎太郎がその都知事の間に首都直下地震が起こったら大変なことになると、当時、真っ青になったんですね。そこからこの問題について、本を読んだりとか、考えなくてはいけないという風に考えていったわけなんです。で、でもね、最近そのことについてなぜ、あの2000年に、自分自身がそういう風に受けたれたのかということについて、自分で気づいたことがあって、そういうの2000年の当時ですね。これは大変なことだと周りに言ってまわったりしても、誰もピンと来なかったんですよ。で、何で僕だけそう思ったのかっていうと、最近気づいたのはですね。理由がこういうことなんです。

僕には 90年代から2000年ぐらいにかけてですね。中国人のあの同年代の人たちとと付き合いがあったんですね。

で、その中にはその新宿で商売やってる人なんかもいて、その頃、石原慎太郎って、その中国人をやたら敵視してたんです。なので、その石原がその「三国人発言」で外国人が暴動起こすと言った時に、ターゲットに考えたのは、中国人だなっていうことをすぐピンときたんですよ。だからとても恐ろしいと思った。自分が、友人たちが銃を突きつけられることになるんじゃないか、そう思ったんですね。

そういう身近なことがあったっていうことがもう一つ。1995年の阪神大震災ですよ。あの時、僕は友人の取材に付き合ってですね。数日間現地に行ったんですが、その時前後に聞いた話がいくつかありました。

ひとつはある商店会でですね。あの空き巣が入ると困るんで、パトロールをするんですね。商店会の人たちが、その時に、棍棒とかバットとかを持ってパトロールしてたんですね。彼らは、空き巣に入っている人の中に外国人がいるという理解しているんですね。こういった事態があったんです。実は僕の友人の新聞記者はですね、この時、実際にあの空き巣と間違えられてですね。あの金属バットを持った自警団に取り囲まれるという経験をしてるんです。

で、自分は新聞記者だと言ったら「ああそうですか」ということになったそうです。「この辺、空き巣が、今たくさん入っているという話があって」と言われたそうなんですが、その時、その新聞記者が言ってたのは、「もし自分が外国の記者だったり、日本語のよくわからない外国人であったらどうなったかわからない」っていうふうに言ったんですね。

で、実際一緒にその時現地に入った中国人の友人は、あの外国人犯罪を語った流言を聞いてるんですね。あるおばあさんからこう言われてそうです。中国人が畳を盗んで廻って↗るって聞いたよって。その友人がですね、「中国人は畳なんかいらないよ」と笑い話で済んだそうなんですが。やっぱり東南アジア系の外国人が放火をしてるといった流言があったそうです。そう言った経験があったから、2000年の石原発言の時に、これはヤバイって気づいた、その後も地震のたびに外国人の犯罪流言があった。95年の阪神淡路の時の流言があっても、これはあまり広がらなかったし、当時から神戸の人は普段から外国人に接しているから、「それは違う」というようなことに気がついて、酷いことにはならなかった。

東日本大震災の時も、石巻で、中国人が強盗やって、遺体から指を切って指輪を盗んでいる、という流言が現地であった。この遺体から指を切って、指輪を取るという流言は昔からあって。このときに、ある漁村で、藤原亮司さんというパレスチナとかいろいろ取材しているジャーナリストの藤原さんが、「おまえ中国人か」と、自警団とかに取り囲まれて押し倒されるという経験をしてますね。

もうひとつ、もっと深刻な事件というのは、東京の右翼団体がやはりその武器を持って現地に入って、中国人を見たら殺してやろうと思って来た、と言うことがアメリカのメディアで報じられている。だから、地震が起きるたびに、外国人が犯罪をやるに違いないと、外国人が危険だという流言が今でも広まっているし、そうするとそれをすぐ暴力につなげちゃう、その次はすぐ殺してしまえと言うことが簡単に起きるわけですね。

もちろんその100年前の日本とは違う。あの当時、100年前はですね、普通に家に日本刀があったりするんですね。だからその 100年前ぐらいの規模にはならない。しかし「外国人は犯罪者だ」という流言がその被災地でね、外国人も被災している中で、そういった流言が流れるということによって、外国人がどういう思いするかとか、と言うこともありますし、場合によっては、その避難所から排除されるということも起きるんですね。これも実際起きたことです。さらに言うと、誰かが暴力によって、流言を信じた人の暴力によって、 1人でも怪我をしたり、もっと悪く言えばから殺されることが起きればですね。これはやっぱり100年前の殺された人たちに、殺してしまった人たちに我々が顔向けできないんじゃないかとそう思っているんですね。

そういった思いがありまして、今ですね、この春からですね。**「災害時の差別有言研究会」**というのを始めました。これはこの問題について本を出している東北学院大学の郭基煥（カク・ギファン）さんというですね。社会学者の方がいまして、その郭基煥さんとか、今日の映画にもちょっと出てた宮下萌さんというですね。ヘイトスピーチの問題をやっている弁護士の方、それからあのボランティアの活動の人とか、そういった人たちが集まって、その災害者の差別流言をどう防げるのか、その拡散をどう防げるのか、そのために行政が何ができるのかということの提言をまとめてですね。 9月の中旬にも発表しようというに準備を進めているところです。(＊1)

次の月刊部落解放ってという解放同盟の機関誌があるんですが、次に出る部落解放の特集が災害時の差別についてその研究会の皆さんが寄稿しています。私も書いています。（＊2）なので、ちょっとそのことも関心を持っていただければと思います。

そのようにですね。この関東大震災の時の朝鮮人虐殺というのは。あの今と地続きのところを起きてるんだっていうと私たちって人ごとではないんだということは重要な視点ではないかなと思っています。

（＊1）月刊イオ「災害時の「外国人犯罪」デマ、国は対策を　有識者ら提言発表」月刊イオニュース2026年9月26日

（＊2）月刊部落解放月刊「部落解放」2026年9月号 891号
特集●災害時の差別流言を考える　災害時の差別流言研究会 監修
https://www.kaihou-s.com/book/b679878.html

資料❾　第89回憲法を考える映画の会『1923』報告および参加者感想から（４）

〈質疑・感想〉

男性（T.I.）さいたま市：
　今の加藤さんのお話、非常に良かったんですが、今、現実に起きているということですね。それが意外に問題になっていない。現実に起きてるということは、皆さんも十分もご存知だと思いますが、「台湾有事は日本有事」。これ安倍さんが言って、しかも高市さんも否定してしない。正直ってこれね、日本人が疑問にもたない。「台湾有事は日本有事」なんて、これね、中国人、台湾の人々にはね、侮辱ですよ。台湾は日本の植民地だったんですよ。それを今でも平気で言ってる、マスコミが全然指摘してない。だって中国人が「沖縄有事は中国有事」って言ったらね、それこそ内政干渉だって言うでしょ。いかにね、台湾の人々がね、犠牲になってるかという、その視点がない。だから、あの朝鮮人、韓国人もそうですよね。相当あの戦時中もね。あの慰安婦にさせられてるというその問題のぜひね、この映画のいいことと一緒にですね、皆さんと一緒に考えていただきたいと思います。

男性（K.Ｉ.）
　この件は国際……ICCですか、あそこに提訴するような動きって言うのはないでしょうか?あってほしいなと僕は思うんですけど。日本人として、そういうことでもない限り、日本はまず変わらないと思うので。実際それは現在ないんでしょうか。

加藤さん
そうですね。ICCの方はなかなか難しいと思いますが、人権委員会の方に……思って（言って）いった人がいたはずです。何も日本政府が認めていないし､それはしていないと言うことをもって行った人がいたはずです。それ以上に日韓の動きがですね、繋がってきています。
　韓国では先ほどちらっと出てましたが、特別法が制定されてですね。去年ですが、（大虐殺の）真相究明していくべきということが、その国会で、韓国の国会で可決したんですね。そういったあの民間で動きがあると思います。

男性：
　1923年の関東大震災の時と朝鮮人虐殺についてなんですけど、記録をあのユネスコの世界記憶遺産に推薦するというような話を聞いたことがあるんですが。

加藤さん：
　はじめて聞きました。でも確かにできるといような気がしますね。

男性：
　虐殺を否定する「そよ風」とかが、自分たちの調査結果を世界記憶遺産にしようとしていたらしいんですけど。

加藤さん：
　実は「そよ風」のブログは、この10年も経って、まあ7、8年間はですね、毎週全部欠かさずに読んでいるんむとですね。だから、それはやはり別の団体じゃないと思います。あのもしそういうふうに彼らが思ったとしても、それはとても無理だと思いますね。
　なぜかというと、「そよ風」って、その自分たちの虐殺否定といった理屈をね、論理を一生懸命探そうとして、いろんな素人ネット右翼歴史研究家みたいな人たちにぜひこんな証言があるぞというふうにやるんですが、読み方が恣意的だったりとか、そういうことは言ってない文章だったりとか、そんなものばっかりなんですよ。例えばこういう文章があるんです。
　韓国がですね、大韓民国が独立して、その後日本とのその国交交渉が始まりますね。その時にスマ政権の側があの虐殺の問題を提起して、被害者の名簿を求める、それで日本政府が被害者の名簿を渡しているんですが、そこに記録されて↗↗いる被害者が50数人だったかな、これ要するに50数人しか、その分かっている人がいませんと、それを虐殺の人だけなのか、それとも地震で死んだ人もひっくるめているとはわかりませんが、58人だったかな、その位の朝鮮人の名前の入った名簿が、韓国大使館に保存されているのが近年見つかったんですね。
　で、これは58人しか載っていない文書があるということであって、 58人が殺された人のすべてという読み方は普通しないと思うんですよね。そんなの調子なんですね。彼らの主張してるのって。
　ついでに言ってくと、日本政府の233人ってありますね。あれはですね。司法省の文書から来てるんですね。司法省が先ほども出てきた文書ですが、司法省はその朝鮮人虐殺事件についてまとめているんですが、このまとめっていうのは、刑事事件になってたもの、裁判にかけられたことだけを集めているんですね。ですから、その加害者の数も極端に少ないし、被害者の数も極端に少ないわけです。
　というのは、虐殺事件の中で裁判になったっていうのは、ごく一部なんですよね。ほとんどはその全くなかったことにされるか、そもそも認識されてないものなわけですから、ごくわずかな事件だけがあの司法上問題されたわけですね。この司法上の問題になったっていうのかな、この人は確かに殺されましたというふうに、裁判でカウントされている人の数を数えると約二百二十人かになるわけです。
　で、これは裁判にかかっている数に過ぎませんよということは、その司法者の文書にすら書いてあるんですね。横に。これは全体ではないと書いてあるんです。ですので、 228人が全体総数だなんてということは、あのちゃんと原資料を読んでも言えるはずがないんですね。そういうことを政府は常識として定着させようとしているっていうことです。

女性（K.）：
　先程話に出たんですけど、国連の人権委員会でNGOとして関東大虐殺を取りあげた際に国連で初めてあの報告をした前田朗先生、みなさんご存じだと思うんですけど、憲法学者で、国連で初めて、ジェノサイドって言えば人権委員会とかって分かるよって、それまでコリアン・ジェノサイドって誰も言わなかったけど、国連ではじめて関東大震災の虐殺が起きたってこと報告したこと、後は天皇の関与、その近衛兵であるとか、あの軍も警察も、この人たちが誰の伝達もなく、伝達もないのに東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、和歌山でも同時に虐殺が起きるっていう。誰が伝えたんだって、それで聖旨（君主の命令）の伝達っていう、天皇からこういうメッセージが来たという言い方をしたと言うことです。2023年に山本すみ子さんや姜徳相（カンドクサン）などの専門家の方が調べたフィールドワークだとかをもとにしています。この前田朗先生の「コリアン・ジェノサイド」は本当に、あのメディアは全部無視してます。東京新聞、朝日新聞も毎日新聞を無視してて、書籍として載せたのは赤旗だけでした。
　天皇の責任を問うっていうところが、ぜひタブーとして、今のメディアを紹介しない天皇制についても触れてあるので。ぜひ。

男性（S.N.）
　戦争捕虜の問題を研究してます。映画の感想としましては、やっぱいろんなサイトとか、いろんな地域だけでなく、やっぱヨーロッパのメディアに書いてある記者の記事とかも初めて知ったので、とても充実した内容でした。質問なんですけど加藤さんは、これまでいろいろ調べていた中で、茨城の地域に虐殺が起こった事例とかっていうのは、ご存知かどうかって知りたいです。実は2023年に、私、高麗博物館のパネル展に行った時に茨城にも数名､虐殺がいたんだと思って、私自身が茨城の県南の出身なんですけど、あんまり聞いたことないし、例えば今回映画でも関原先生が登場してたり、あとは映画には登場してないんですけど、慎蒼宇先生が「朝鮮植民地戦争」っていう本を書いてて、やっぱり関東大震災の問題というのは、東学党農民戦争から（次ページへ）

資料❾　第89回憲法を考える映画の会『1923』報告および参加者感想から（５）

（前ページから続く）シベリア出兵を経て、日本軍が戦地に行ってきた中で、シベリア出兵における虐殺の経験や三一独立運動の経験が大きいのではないでしょうか。日本で、茨城もあのちょうど1920年の3月から5月にかけてシベリアに行ってた時に、ニコラエフスクっていうところで、日本の水戸から行ってた連隊が50人弱虐殺されて、虐殺をした主要なのはロシアの革命パルチザンの部隊だったんですけど、そこの中に朝鮮人とか中国人の人もいたみたいで、もしかしたらそれの経験が、関東大震災の時の恐怖、まあ実態としての恐怖に、もしかしたら茨城の方では繋がっているとものではないかな推測はしてるんですけど。

加藤さん：
　もう僕の方から付け加えることはほとんどないです。僕も茨城の虐殺については、あの朝鮮大学校から昔出ていた小冊子のリストに茨城とあって一人か二人殺されてるんですよね。それそのリストで見ただけで、「茨城でも」って思ったんですね。
　それ以外に全く情報がないんですよ。なのでどういう状況で彼らが殺されたのかについて、私全く知らないんですね。
　ひとつ思い出すのは、自分の本でも書いた人なんですが、習志野の収容所に送られた朝鮮人の留学生がいたんですが、この人がその前、避難している時に、あの茨城の友人のあの実家に避難するんですが、この時実家が群衆に取り囲まれて、朝鮮人にかくまってるだろうって言って、大変な目にあって、どうにかそこを脱出するっていう描写もあるんですね。戦後朝鮮大学校の講師になった人なんですが。
　そういうのがあるから、やっぱ茨城でもそういう雰囲気はあったんだろうなとは思います。ただそれ以上は今の時点でわからないんですね。むしろ逆にその当時の新聞なんかをたどっていって、茨城のことを調べてみたらいいんじゃないかと思います。ぜひよろしくお願いします。

女性：
　今日はありがとうございます。あの私は恥ずかしながら加藤直樹さんの『**9月、東京の路上で**』っていうのを読んでから、この問題の実態が少しやっとわかって、これが全然、教育の場面でも教えられてなかったっていうことを驚いて、そこからいろいろ勉強するようになったもので、まあ年だけはいってるんですけど、恥ずかしながら遅くからでした。で、あの小池百合子都知事が追悼文を送らなくなってから、あの関心が逆に高まって、この問題、多分あの1923の大虐殺を取り組む人も、とっても増えてきたとは思うんですけど、その反面、加藤さんがお書きになった『**トリック**』の頃だと、あの人数がどうのとか、当時の新聞を持ち出して虐殺否定とかが出始めたころだったと思うんですけど。この最近は虐殺は、正しかったっていうのが SNSではかなり言われるようになってしまって。で、それとその本当にあの当時の新聞とかをもち出して、不逞鮮人が暴動を起こしたんだから鎮圧するの当たり前だとか。
　それと合わせて、その埼玉のクルドヘイト、クルド人は自警団で攻撃すればいいんだとか、殺せとかで、今は本当にベトナム人とか、インドネシア人とかそういう風に対象も広がって、殺せ殺せっていうことをSNSで言うようになってしまって、で、闘わなきゃならないんで、そういうのを目にしたら。そうするとめちゃくちゃ疲れるんですよね。で、今日の、実を言うと映画を見て皆さんたくさんいらっしゃるのを見ると、ほっとするみたいになってしまってて。対処法じゃないですけど、ここまで日本社会が後退してる、取り組む人は本当に増えたと思うんですけど、このヘイトクライム予備軍っていうかもいつ放火とか何が起こってもおかしくない状態にまで高まっちゃってる今の現状が、政治家が悪いっていうか去年の夏から多分ここまで感情論になったと思うんですけど。どうしたもんかなってどうしたらいいのかなって一人だと私は本当に背負いきれないなっていう気持ちになってるので、発言させていただきました。加藤さんにご意見伺いたいです。よろしくお願いします。　↗

加藤さん：
　ほんとにどうしたらいいのかなって言うのは、とても大きな話で、ほんとにそれぞれで悩んでいきましょうと言っても、ご自身がどういうことをやったか、まあ一人一人のそれぞれができることをとしかないと思うんで、僕がやったことだけを紹介しておきます。さっきお話した『**トリック**』という本は、『**東京の路上で**』の次に出したものなんですね。
　これは『9月、東京の路上で』は 2014年に出してて、『トリック』は2016年に出したのかな、内容はですね、『朝鮮人虐殺はなかった』というタイトルの本に対する批判なんです。あの正確に言うとですね、工藤美代子という日本会議なんかにも関わっていた女性のノンフィクション作家がいるんですが、この工藤美代子という人が、夫の加藤康男という人と一緒に、2008年に出したものですね。『関東大震災朝鮮人虐殺の真実』という本なんですね。この本を仕立て直して、数行書き加えた形にして2014年に夫の加藤康男の名前で、今度はちょうど『関東大震災に「朝鮮人虐殺」はなかった』というタイトルの本を出したんです。この内容はどういうものかというと、その朝鮮人が「殺された、殺された」と言っているけど、「嘘」だと。「当時の新聞記事を見ろ」って言って、新聞記事をどんどん紹介していくんですね。それを見るとさっきもありましたように、新聞にはたくさん朝鮮人が暴動をやっていると。日本軍がそれを解決したとか、そういう記事をたくさんあるわけですね。で、そんなことはその歴史、日本史に詳しい人とか、歴史研究者ならみんな知ってるわけですね。先ほど（映画に）出てきたその山田昭次先生の本（『関東大震災と流言』）の表紙がそういうの流言記事なんですね。つまりそれは流言であって事実ないってことが前提になって、我々の研究者の世界で語られてきているんです。
　これは何も難しいことではなくて、例えばある流言記事は、横浜で朝鮮人1000名が武装して日本軍と戦っていると。日本が一個中隊全滅したというような記事がですよね。でも朝鮮人1000名が武器を取って軍隊と銃撃戦やったら目撃者1人ぐらいいそうなもんなんですよ。新聞記事以外そんなものはないわけですね。今に至るまで虐殺を見たという証拠はたくさんあるのに、朝鮮人が武器を持って日本と戦ってるのは、私のおじいさんも見ましたというのは、一つもないわけですね。誰も見なかったのに記事があるわけです。
　そして日本軍が一個中隊全滅だというから、あれは麻布連隊だったと思います。だから「麻布連隊史」という麻布連隊の歴史の本があるんですね。そこに書いてあるはずですよ。それを読みましたところ、関東大震災の時には、あのいろんな砲兵隊が出て、いろんな修理に行きましたとしか書いてません。 1個中隊が戦闘して全滅するなら絶対書いてますよ。ですから、そんな調子で全く事実じゃない記事であるってことは、常識であるのに、それを取り上げてきて、ほら、こう書いてあるって非常にあの陳腐なものなんですね。
　あるいは、ありもしない『朝鮮民族独立運動秘史』という本にこう書いてあるというんですが「朝鮮独立運動秘史」を調べても、そんな事実はひとつもなかったんです。嘘ばっかりみたいな本なんですが、ただ嘘をつくのは簡単なんですけど、その嘘を「これはおかしいぞ」って言ってることを否定するには、こっちが全部元ネタまで調べて、ここに書いてないじゃないかとか、お前、勝手に削ってるじゃないかみたいなこと言わなきゃいけないんで、それを『トリック』という本でいちいちやったんですね。本当にあの疲れる作業だったんですが、『トリック』という本を出す前に並行しというか、その前にサイトを作ったんです。あの「朝鮮人虐殺はなかったとはなぜデタラメなのか」というタイトルで、サイトを作りますって。そこにそのどうしてこれがそのデタラメなのかということを逐一その指摘していくサイトを作ったんですね。で、なんでしょうね、先ほどの方が、その相手に疲れたってましたが、ネット上でやっぱりネトウヨがそういう虐殺否定論みたいなこと言ってるのに対して、「お前の言ってるのおかしいとかデタラメだ」ってこと（次ページに続く）

資料❾　第89回憲法を考える映画の会『1923』報告および参加者感想から（６）

を言いたくてもですけど、こちらにその材料がないとできないじゃないですか。ですので、そういう時に使ってもらう一種の弾薬庫としてですね。いろんな歴史の事実とかネトウヨに反駁する材料なり資料とかであるとか、証言や公文書なんかを集めてサイトに出したんですね。

それを当時結構かなり活用してくれる人が大勢いまして、実は朝鮮人虐殺はなかったとか、朝鮮人が暴動をしたんだというようなネットの書き込みっていうのは、大幅に減りました。2014年の段階では、むしろそっちのが多かったんです。ネットで朝鮮人虐殺を検索かけると「なかった」っていうものだけが３万～４万いくんですね。

そういうネット状況がかつてはあったんです。だけど、その事実を示して、お前の言ってることは、おかしいぞってことをみんなが突きつけること、そういうインフラを作ったんですね。それを皆さん活用してくれて、やっていったことで、今は大部減って、今は「こういう新聞記事がある」とかっていう人は、たまにまた出てくるんですが、相当減ったんですね。ですので、やはりそのそういうこれは事実じゃないっていう打ち消しっていうのは、やはりちゃんとやればですね、効果があるとは思います。ただ、事実ではない、お前の言ってることは、その事実じゃないよっていうことだけではですね、やはり問題は解決しないということも先ほどのお話でも十分わかると思うと思います。

なぜかというとそう言いたい欲望っていうのは消えてくれないわけですよね。で、あの事実がどうだろうが、その日本人が悪いわけじゃないと言いたいというがあって、そういうふうにして虐殺否定論が出てくるんですから、それは消えてくれないわけですね。

で、そうするとじゃあその欲求というか、その虐殺はなかったっていう言葉を通じて、彼らが何が言いたいんだろうっていうことをもうちょっと考えてみたんですね。例えば、こういうふうなことがあります。朝鮮人が暴動を起こしてたら事実があるという、仮に、朝鮮人が放火をしたという事例がこんだけあるんだみたいなことをですね。新聞記事でこう書いたというとをこれこそが歴史の真実だというのネトウヨが突きつけるわけですね。
そのためにそれにショックを受けて、ああそうなんだと、じゃあ虐殺じゃないじゃんっていう風に受け止め側が思う時に何が起きてるかっていうことをちょっと考えてみてほしいんですよね。つまりじゃあ 100歩譲って朝鮮人の誰かの放火したとしましょう。そうしたらじゃあ他の朝鮮人なら殺していいんですか、あるいは放火犯なら殺していいんですか？変ですよね。

実は関東大震災の時に放火がなかったかというとあったんですよ。あのもちろん火がね、 9月1日に地震が起きて、 3日まで燃えさかるんですが、その燃えさかるさなかに放火する人はいないんです。

で、この火が鎮静化して落ち着いた頃に放火をする人は例年の4倍ぐらい増えるんですね。で、当時の新聞を読むと、例えばですね、こういうのがありました。ある家の物置から火が出て、近所の人が火を消してだいぶ調べたわけです。誰かは火をつけたことかわかって、調べていったら、その家の16歳の少女がですね。娘が火をつけていた。取調べに対して彼女が言ったのは、「いやその大人がね、その自警団とか言って、走り回ってるから、面白くなって、あのびっくりさせてやろうと思って火をつけたと言ってるんですね。じゃあこの16歳の少女を殺されましたか。殺されてないんですよ。

殺してもいいんでしょうか、放火しても。あるいは16歳の少女が火をつけるものだから 16歳の少女をみんな殺してしまえというなるか、ならないわけですよね。

略奪ということについて言えばですね。放火もね、結構外国人が略奪するって言いますが、実際はそんなことないわけですが、関東大震災の時に略奪もあったんです。一部では。どこかっていうと横浜です。横浜のあの税関倉庫がですね、横浜市民が殺到して、あの略奪をやって、大規模な略奪をやってるんですね。で、これはそのなんていうんでしょうね。朝鮮人が略奪してるっていうのは、ただ流言だったわけですけどでも、横浜市民が大挙して税関倉庫を襲って略奪する↗↗のは事実なんです。じゃあ軍隊は横浜市民を虐殺しましたかって、してないですよね。殺していいんでしょうか、そんなはずはない。だけども、朝鮮人が略奪したかもしれない、朝鮮人が放火したかもしれないと言ったら殺していいと考える、ここには差別があるわけです。

で、もう一度先ほどの虐殺否定に戻ります。朝鮮人が放火したという記事があるぞというので、何か納得する。ああじゃあ朝鮮人殺されても仕方ないねっていう時に受け手の中で起きてるってやっぱり差別なんですよ。自警団だってそうなんですね。朝鮮人だったら殺しても構わないという 100年前の自警団の思想がそこにはよみがえっていて。だからその虐殺否定という形で現れているけども、要するに外国人なんかは排斥してもいいし、その暴力ふるってもいいんだという思想の現れなんですよね。

朝鮮人というところにクルド人を代替してもいいわけで、こうなってくると問題はその歴史修正主義っていうだけではなくて、歴史修正主義の向こうにはレイシズムがあるということなんですよね。非常にまあ、根っこを掘っていったら大きな根っこにつながっていったという話になってしまうんですが、あのやはりこれは単に歴史の問題ではなくて、レイシズムの問題として、その一部として考えていかなきゃいけないということの証左じゃないかなと思うし、またそのレイシズムが完全に根っこを通じて100年目の自警団と繋がってるんだっていうことの表れだと思います。ただまあじゃあどうすればいいのかっていう時に、それは小さい、いろんな形の対応の仕方があって、僕の場合は、その事実ではないっていうそのデマの打ち消しっていうことをやったし、今後の災害時の差別流言研究会では、災害時における流言の打ち消しということを提案していくこうとを思っています。

それはほんの一部にすぎません。外国人に対する排斥っていうことをやろうとしている人々､そういう社会をどう変えているかってことは、ほんの一つの回答すぎないんですが、様々な回答というかな、打ち返し方をみんなで考えていくしかないというようなことになると思います。

女性：

戦中とかの方が大事上とかって言って、天皇にどう責任があったかと思うんですけど、先程、大正時代は割と（自由だった）と言う話がありました。でも、なぜその新聞がそんな一個師団1000人の朝鮮の人が武器を持って、蜂起したとかっていうそういう嘘の記事がもうどこもそのように出したっていうのが起きたのかっていうことと、それでそこの新聞社とかがそういうことで、あの罰則を受けなかったのかっていうことと、あとあの本庄とか藤岡で、自警団がそういう状況だから、警察に保護を求めていきますよね。そこに自警団の人が来て、殺されてしまうっていう事件が起きたんですけど。大岡さんとかっていう人が止めたって言う人がいるんですけど、なんか警察っていうのがすごくそういう流言飛語を流したもとだって言われて、そういう警察組織に対しての反省というか。そういうのを追求するっていうこともないでしょうかね。

加藤さん：

本当に結構重要な質問だと思います。この関東大震災時の朝鮮人虐殺っていうのは、何が起きたかというのは、9月1日、2日、 3日、4日とどんどん事態が変わっていくので、こうなんていうかなシンプルにこうだって言えないところがあるんですね。

あの例えば警察と流言の関係で言うと、警察はその9月1日から2日までは、9月1日、 2日、3日ぐらいまでですね。あの積極的に流言を拡散していたんですね。というのは彼ら自身がそれを信じていたからですね。でも 3日に至って、これはどうも本当じゃないぞということに気づいて、流言拡散をしなくなっていくんです。そして、その保護に転じていくわけなんですが、それもそのパッと転じて、もう朝鮮人をちゃんと守るぞってなったんじゃなくて、今でもその時点でも流言の尻尾を信じてるんですね。ですから、当時の案にもちょっと言いましたけれども、その疑い（次ページに続く）

資料❾　第89回憲法を考える映画の会『1923』報告および参加者感想から（７）

のないものは保護すると。調べて疑いのないものは保護して、疑いのあるものは適切に処分するっていうのは文書があったりするんですね。で、結局、後になって検事の人が書きとめた「関東大震災時の治安回顧」っていう本があるんですが、それなんか見ると警視庁で何百人も朝鮮人を連れてきて調べたら全く嫌疑が見つからなかったということを言っています。だから最初のうちはその血まなこになって、その一方で、これは流言じゃないかと思いつつ、あの途中から思うようになるわけですが、しかし、そのあの実際に火をつけたりした朝鮮人がいてほしいと思ったんですね。

で、これは5日の段階になると、これも今日の映画で紹介されていましたが、いたことにするっていう方針をしてるんですね。政府の言う事は矛盾してるんですね。つまりなぜそういういたことにしたかというと、最初のうちに警察自身が流言を拡散したということを、昨日まで私達が言っていたことを嘘だというわけにいかないから、なんとなく変わっていくしかない、でも､被害が広がるのは抑えなければいけないから､保護しなければいけない。落ち着いてきた5日ごろになると、じゃ、この始末どうつけるか一部にいたことにしようというような話になっているんですね。ですので、日によってその警察の判断というの変わってくるのですから、その流言が拡散して虐殺を煽ったというこの事実なんですが、途中から転じて保護に転じた時の事実だし、やっぱり放火した朝鮮人がいたっていう宣伝を続けたっていうけたというの事実なんですよね。

とてもそこらが複雑なんですね。でも一番大事なことは、警察は積極的に流言を広げて、そのことが被害を悪化させたということ、これは警察の責任として明らかなんですね。実は10月以降ですね。報道が解禁されてくると、これはとても問題になってくるんです。だって誰もが警官が広げたじゃないかと。メガホン持って、そのうちに襲ってきますって警官が言ってたじゃないかっていうことをみんなで見てますから、新聞の投書なんかに出てくるんですよ。あの青山警察の署長が俺の目の前でそう言ったじゃないかって投書があるわけなんですね。で、警察側が結局なぜそのあのなるべくその自警団を逮捕しない方針にしたかというと、あまり自警団を追求すると、警察自身の責任も追求されるだろうっていわれるはずなわけですね。地域の反発を食らうことになる。あのそういったことがありました。

で、最初のメディアの話に戻りますと、なぜその新聞がそういった流言を撒き散らしたのか。これはですね、まずその映画の中でも、ちらっと言ってましたけども、その4年前の1919年の三一独立運動がありました。それからその抗日運動というのが盛んになっていくわけなんですが、その過程で日本の新聞というのは、朝鮮人が当然ながらと独立を求めているんですよということを正面から言おうとしなかった。

ちょっと思い出してもらいたいのは、 2005年の中国の反日デモの時を覚えてますか。で、上海の総領事館に卵が投げられたり、車が燃やされたりしましたよね。あの時、日本のメディアって、中国共産党が外に敵を作りたくて煽ってるんだとか、そういうことをずっと言ってましたよね。そういう面もあるかもしれないけども、中国の群衆が怒っていたのは、小泉の靖国参拝に対してでしたよね。で、そのことは誰も触れなかったわけですよ。誰も知らないっていうのは言過ぎですが、メディアでは強調しなかった。つまり大事なことは避けたんですね。

最初の独立運動もそうでした。つまり朝鮮の人々は独立を求めているんだ。だからああいう表現になってるんだっていう当たり前のことは避けて、なんか知らないけど、朝鮮人が怖いと。爆弾を投げたり、やってるぞということで、そこからですね。今でいう喧嘩論みたいなもので、その不逞鮮人報道というのはすごい盛んになるんですね。何かというと、その不逞鮮人が悪さをしているんだというような記事がバンバン出た。当時の新聞というのは、今の全国紙に比べると事実報道に甘いんですよ。だから週刊誌と新聞の間ぐらいのもんだと思ってもらうといいですね。だから裏も取らない適当のことを書くってことはもともとあるんですね。例えば早稲↗田大学で、朝鮮人留学生のサークルが治安維持法で弾圧される、そういうことが起きると、どうも学生が爆弾を隠したらしいということですね。何の根拠もなく書くわけです。そういう報道を通じて、人々は朝鮮人っていうのは恐ろしいと、理由はわかんないけど、爆弾投げたりする人たちだというような印象を与えられてしまった。そのことが自警団による虐殺につながっていくんですが、とくメディアはそういうその朝鮮人観をもともと煽ってきた側なんですよね。そこにこの地震が起きた。地震が起きた時に東京の都心の新聞社はほとんど壊滅しちゃうんですね。印刷機が動いたのは 1社ぐらいだったんです。かろうじて、それらも含めて3社ぐらいは残ったんだけども、全然動けないわけですね。で、あの彼らがじゃあどういう風にその地震の中で、取材を進めていたかというと、これはもう避難民に対して聞き取りをするしかないんです。あと地方新聞ですね。東京から逃げてきた人たちがですね、鮮人が行進してるとか、上野は戦争になってるとか、それをそのまま新聞は書くんですね。もともとそういう朝鮮人の恐ろしいって報道やってきた人ですから抵抗がないわけですよ。なので、どんどんどんどん書いてて、ただこの過程で、じゃあこれも日本の政府の変わったのでないかとい考える人もいるかもしれませんが、それはあのゼロではないかもしれませんというのは実はあります。正力松太郎がね。読売新聞社主だった正力は当時、警視庁の官房主事という警視総監の次にあたる地位にいたんですが、彼は9月3日まで朝鮮人暴動の噂を信じていたんですね。で、あの陸軍の第一師団の師団長と一緒に「徹底的にやりましょう」と盛り上がった時は、新聞記者に対しても「本当に書いてくれ」って言ったりしたんです。そういう雰囲気があった。軍隊、警察そしてメディアですね。で、その中でメディアがもう聞いてきた話を、何人かに聞きとった話をどんどんどんどん書き散らす、そういったことがあったわけです。　ただこれもですね。 9月3日になると、内務省がそういう報道は、慎めというような通達を出しているで、最終的に 9月7日に治安維持令という特令がありまして、流言とか流言の報道とかを禁止して検閲を引くんですね。全面的な検閲を引く。そこから朝鮮人に関わる報道っていうのは禁止されるんですよ。で、 9月7日から10月20日まで朝鮮人に関わる報道が禁止になるんですね。そして 10月21日に解禁になった時には、すでにその裁判が始まってますから、真相っていうのは全て明らかになる、はじめて明らかになる、新聞紙上はですね、実際は朝鮮人暴動はなくて、逆に朝鮮人がたくさん逆殺されていたということが、新聞で明らかになったのは、その10月21日以降ということなります。ですので、ここからさっき警察官の責任はどうだという話になりますので、ですので、さっき警察の責任は堂だという話はありましたけど、警察の責任はとても大きいわけですね。これは本当になんていうんでしょうね。日本の警察もはっきりそれはそうだから総括してほしいところですが。

メディアについて言うと、 2年前の震災百年の時に毎日新聞の栗原俊雄さんと後藤由耶さんと南茂芽育さんという 3人のチームがですね。 100年前の自分のとこの毎日新聞を含めた、当時の東京日日新聞ですが、新聞が流言を拡散した責任について、特集記事を書いたんですね。これはその時、新聞労連ジャーナリスト賞を取っていますが、あの非常に力作でした。新聞メディア自身が自らの責任というものを自ら問う内容で、もう一つは朝日の北野隆一記者のやはりそういう記事を出しています。

ですので、そのメディアの責任といことについては、 100年後にようやくメディアの中から問題として考える動きが出てきたということは言えると思います。

※録音機器の不具合、ノイズなどにより書き起こしができなかったところがあります。また書き起こした者が理解が足りないことなどもあって、記述の間違いなどあるかもしれません。間違っているところは直していきますので、お気づきの方はお教え下さい。書き起こしの文責は憲法を考える映画の会にあります。よろしくおねがいします。

資料❾　第89回憲法を考える映画の会『1923』報告および参加者感想から（９）

【参加票に寄せられた感想など】

●トークがとても参考になりました。(A.M.)

●大勢の参加にもかかわらず、段取りよく、てきぱきと来場者をさばいている、オペレーションに感心しました。上映会を数多く開催していらっしゃった積重ねかとありがたかったです。
震災100周年を一つの区切りとして作られた非常に内容の濃い映画でした。３年を経た今、政府の姿勢は今も変わらず、時間の経過と共に忘れさられ、無かったものにするのを待っているように思われます。排外主義が露骨になっている危機感を覚えます。加害の事実を究明し、再発防止に努めることこそ「国益」にかなったものであり、微力ながら、自分の言葉で語れるようになりたいと思います。
資料も大変充実したものでした。
ありがとうございました。(Y.K.)

●私の子供のころは関東大震災の体験者も多数生きていて朝鮮人の虐殺の話しは聞きました。朝鮮人が井戸に毒を入れているとのデマが流れて（かならず？“デマ”だったという言葉がついていた）多数が殺されたと。知人の祖父（髪が少し長かったから）があやしまれて殺されそうになった。当時は少しでも怪しまれると殺されたようです。(H.N.)

●日本の加害の歴史については、知っていましたが、あらためて、えいがで、見て、まなぶことができて良かったです。全世界。平和でいてほしいです。(W.H.)

●軍が責任逃れのために朝鮮の人々を民間人に押しつけたということを初めて知った（ような気がする）。日本軍はいつも卑劣で愚劣である。同じことは100年たった今でも起こり得るだろう。
そうさせないために。市民の力で、歴史に学び継承して行かなければならないと思う。トークもとてもよかった。“差別のないところに虐殺はない。”心にとどめたい。

●よい映画だったが字幕が小さくて読みづらかった。(I.S.)

●ドイツの若い人が戦争中にあったこと、やったことをドイツではきちんと教育されているが日本では誰も知らないことにおどろきおかしいと指摘されている。
まさにその点において我々や我々より若い人たちが二次的に国家からだまされて不誠実な対応をされていて日本の中で日本による害をこうむっていると思う。
本当は弱者であるから強者のふりをして白人様にはケツナメしかできないくせにアジアやアフリカの人を差別する意地悪できたない「日本人」の一人であると思う。自分に怒りを感じる。自分の住むところでおこったことをしらべ知ろうとする人、生き通したこと（数語判読できず）自分の身体をとうして若い人に伝えようとする人には感動した。歴史を改ざんしたり事実を認めないことは絶対にゆるしてはならない。
(K.S.)

内容には感銘を受けました。（実は字幕が全く見えず、聴きとりだけだったので理解することがとてもハード）これまでとりくまれた履歴も…ただ字幕資料などが小さすぎて、シルバー世代にはかなりハードです。改善していただけるとありがたいです。（これからも参加したいので）意見交換大変に勉強になりました。(M.I.)

●私は亀戸事件のあの亀戸で出生しました.父が兵にとられ東京を離れました。父が20歳？か１９歳の初年で、近所の朝鮮人の方がずいぶんと支援し、私はその方々にかわいがられたそうです。東京に戦後？下町で育ち、高校生のころは西崎さんの？橋の近くの200m300mほどの所で育ちました。まさに亀戸にしても？川のたもとに？虐殺現場を身近に育ったということです。
☆今回ほど身につまされた映画はありません。いつもイギブカイ映画をありがと！です。
また、これほどの人々の？見事ですね。(S.S.)

●ドイツも韓国も過去の国家犯罪と向きあい、反省、次世代への教育を行っているのにあれだけの資料を無視し隠ぺいを続けている。日本は100年以上前と同じで文明国とは言えない。
加藤さんのお話：公文書館の資料さえ、独立行政法人だからと認めないに至っては、聴くだけではずかしい。(H.T.)

●参加者の数に驚いた.。それだけ関心が高いことなのだろう。
現東京都知事の追悼文が毎年話題になるが何をいってもどう騒いでも無駄だろう。いわんや現政府も同じ。
虐殺に手を染めた日本国民その子孫が事実を事実として受けとめ伝えていくことしかないと思う。群衆心理は本当に恐ろしい…
いかなる理由であれ暴力には絶対に加担してはいけない。
(K.N.)

●今日はとても良い映画を観せていただき、ありがとうございます。
日本政府はこれらの事実を認めて明らかにすることを望んでいます。私はあと（？）年生きられるかわかりません。朝鮮人（中国人含めて）の虐殺について今後もかかわって学んでいきたいと思います。
◎教育は大切です。日本があやまったことは教育です。近現代を疎かにしたことが大きな理由の一つです。(M.Y.)

●「1923」上映の機会を作っていただき感謝しています。本日はありがとうございました。海外ジャーナリストや海外の写真家の写真など貴重な資料も初めて目にすることができました。
しかし、それらをすべて隠そうとする政府の姿勢100年たっても「見つからないで…」
そのことがどれほど市民の活動が制限され、歴史教育が歪められるか。
これからの社会を作る若者のためにも103年前のこの「出来事」の事実を世に明らかにすることが大きな意味を持つと思います。(Y.W.)

●ここ数年、千葉、神奈川他各地の関東大震災の犠牲者のことを色々調べてきましたがそのすべてが網羅され、さらにひとつの記録として残されることにも、とても意義があると思いました。多くのことを紹介したすごい映画だと思いました。この映画が作り手の方たちの意図通り、世界に伝えられるといいと思いました。(Y.E.)

●過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となる。震災被災者の救済を云々する前に異端視し、殺さないでください。(J.P.)

●2年前に亡くなった在日の友人が言った言葉が忘れられません。「今関東大震災が起きても自分は絶対に日本人に助けを求めない」
今日映画を見て改めて友人の言葉が思い出されます。(E.T.)

●映画、講演とも、学ぶところ、考えさせられることが多くありました。
貴重な機会をご提供くださり感謝しています。(T.Y.)

資料❾　第89回憲法を考える映画の会『1923』報告および参加者感想から（10）

●本日の上映会と講演会に最後まで参加させて頂き有難うございます。
「1923」を通じて日本による侵略行為が朝鮮半島に対してどれ程の犠牲をもたらしたかを学びました。社会の中で恩恵を受けている国民として。公権力による暴走にともなう流言飛語は許されざる行為だと思います。
多文化共生という美名のも下に政府はモラルが無い、真面目に働く気が無い、社会保障制度に寄生する外国人を受け入れているが、この制度は日本に長く住んでいる良識と分別のある外国人を差別しているに等しいです。なぜなら悪い韓国人が増えるた度に、朝鮮人虐殺の再来が起きる危険性が上がると考えたからです。
本当に多文化共生を推進したいならば、労働力として外国人を受け入れず、より高度な産業に就職できる外国人だけを受け入れるべきである。
政治の恩恵を受けている私達主権者は公権力の流言飛語に惑わされず、歴史から学んだ知識を元に冷静に俯瞰できる能力を身に付けて安心して暮せる社会を取り戻したいです。
私たち一人一人に偏見と差別する心があることを認識して、腹を割って対話できる社会に成長できる事を願っています。(S.O.)

●40年前に私が老人ホームの寮母をしていた頃朝鮮人のおばあさんが夜になると「アイゴーアイゴー」といって泣いていた。「朝鮮人々とバカにするな！」と言っていた。もちろん老人ホームの職員や入居者は彼女をバカにしていなかった。深いトラウマがあったんだろうと思う大虐殺についてはくわしくなかったから映画を観て勉強になりました。ありがとうございました。(M.H.)

●デマに恐ろしさ、力を知りました。「朝鮮人が井戸に毒を入れた」から始まったという。民間人が日本刀やヤリを持って朝鮮人を殺した。朝鮮人は何の武器も持っていなかった。政府は朝鮮人と同様に反政府主義者もつかまえた。
今、この記録を捨ててきた。小池百合子は追悼文を送らない。もう、知事をやめてもらいたい。
朝鮮人中国人が国家議事堂を創り、鉄道を創り、炭鉱で働いた。危険な仕事で亡くなった人も多い。その遺骨は、そのままトンネルや地下におきざりにされている。
虐殺の歴史をきちんと整理して、保存しなくてはいけない。
横浜では公文書は残っていないから虐殺はなかったことになっている。しかし、
しかし、小学校で子供達が書いた日記が残っていて、子供が見た虐殺現場を見た事、大人から聞いた話が書いてある。
この問題を心から謝罪しない限り、北朝鮮にラチされた人たちは帰ってこないと思う。(M.S.)

●とてもよく歴史がわかり日本政府の態度もいかに歴史をなきものにしようとしているか肌で感じました。藤岡事件に恩しゃがでてたこと知らなかった。
に鳩山邦夫と由紀夫の違いがよくわかりました。
1923年は母スミコの生まれた年です。母は神風が吹くと信じ、「天皇の為に死ね国の為に死ね生きて帰るなよ」と教育を受けた父（２才上）が中国（の人に許され）から帰還してので私が生まれた。
中国の人々に感謝しているが私は反戦運動の時代に初めて大震災の虐殺について知った次第で学校では習わなかった。
今また、高市が憲法を変え暴走しているので気合いを入れて行動したい.
いい映画を見てよかったです。感謝。
本よりも映像のほうがわかり易く肌で感じることができます。本一冊読むのに何日もかかるし。(Y.M.)

●本日の「1923」良かったです。
「福田村事件」も見たいと思います。(Y.F.)

●やはりICCのような、外部からの圧力がないと日本をよくならないと思います。
ICCには時こうがあるのでしょうか。
ちょっと調べてみたいと思います。(K.I.)

●とても内容がこい映画で、考えさせられました。
字幕が小さくてよみずらかったのが残念です。(S.S.)

●貴重な映画上映ありがとうございます。
王貞治さんの父の仕福さんは関東大震災の時に、習志野の軍隊に連行されたそうです。深刻な被害はなく、その後中国に1時帰国できました。
もし最悪の事態になれば、世界のホームラン王は誕生しなかったかもしれません。王さんの内心は複雑だと思います。(I.I.)

●会場で前田朗「コリアンのジェノサイド」のお知らせをさせて頂いた者です。
◦8月23日、羽村ゆとろぎ「コリアンジェノサイドとは何か」講演会…わたしは市民、一般人ですが、先生に御会いして講演会をすることになり、先日開催しました。
◦9月20日、羽村ゆとろぎ、上映会「君が代不正不起立」（2006）…君が代で起立しなかった教員、根津公子さんを招いて
◦10月4日…羽村ゆとろぎ、上映会「市外線戦のジャズメン」稲塚秀孝監督。「憲法武器として」「二重被爆」「母と子の絆～カネミ油症の真実」稲塚監督作品も、北多摩自主上映している者です。今日はありがとうございました！(C.F.)
註：「羽村ゆとろぎ」は会場の名称

●東京新聞で、本日のことを知りやってきました。
私は、1973年関東大震災50年めのときに近所のお年よりから、」ききあつめていたことを冊子『民族の棘』を日朝協会豊島支部で発行しました。
今日、このような会に出会えてよかったです。
ありがとうございました。
（あのとき25才　ー　今79才！）(M.K.)

●人間はこわい。誰もがやりうる事だ。やっていい事が。東京新聞8月27日論壇時評に中島岳志さんの書かれた文章があった。「群像」9月号加藤典洋という方の「敗戦後論」のことが書いてあった。
「群像」を本屋で立ち読みしたがむずかしい。わかりたいので新聞記事を又読んだけれど理解したい。（無記名）

●日本人のこわさを考えます。
集団のこわさ村社会のこわさ。
個があるようでない。上から言われたら、物言えぬ集団になるこわさ。戦争はいやだ。人は、全ての人は国ではなく同じ地球人なのにと強く思います。はたして自分は？（無記名）

●ありがとうございました。
大変示唆冨むお話しに感謝です。
自分なりに理解を深め、自分の住む地域（江東区）にも、この事件、被害者を悼む動きが出てきたらと願っています。
（無記名）

●（テロップの文字が長いのもありますが、読み切れない。テロップの文字が早くて踏み切れません。非常に良い映画なのに感心（肝心）の説明文。
本日は本当に良い映画有難うございました。
昨年も「福田村事件」を見て来ました。
日本は長生炭鉱、佐渡金山、長野松代大本営跡等朝鮮人の人に世話になっているのに今の自民党は替わってもらわなねばね!!(映画が終わった後のフリートークはコメンテーターの話しが長すぎる。質問者にもう少し発言をうながせたほうが良い。）（無記名）

これからの憲法を考える映画の会

第91回 憲法を考える映画の会
日時：2026年12月4日（土）13：30～16：30
会場：文京区民センター３A会議室

＊今年はこれから改憲への動きはどのような形を見せるでしょうか。また戦争への動きはどうでしょうか。そこをよく見て、そうさせないためのプログラムを考えていきたいと思っています。
＊上映候補作品としてとして「スパイ防止法」の制定に反対する意味から『横浜事件を生きて』の再上映、あるいは改憲の眼目「緊急事態条項」のまやかしを明らかにするもの、南京事件に関係した作品などが上がっています。11月初めにはご案内します。

「憲法映画祭2027」のご案内

憲法記念日を前にした休みの日に、これまで10回、開催してきた「憲法映画祭」の日程と会場が決まりました。

日時：2027年4月24日（土）10時半位から
開場：文京シビックホール小ホール
＊地下鉄後楽園駅／春日駅
＊今年4月に行った会場と同じです。
＊まだ､プログラムは固まっていませんが、改憲に向けたこの半年の動きに対して、今の日本国憲法の大切さ、世界の平和に役立てることをきちんと伝え、みんなで考えて行くことができるプログラムを作りたいと思います。
＊企画についてのみなさんのアイディア、作品紹介､ご意見などありましたらお寄せ下さい。

「シネマ de 憲法」の記事 憲法を考える映画の会ホームページ転載のご案内

法学館憲法研究所ホームページで、2006年~2024年まで連載された憲法関連の映画コラム「シネマ de 憲法」の記事を、許諾を得て「憲法を考える映画の会」ホームページ（http://kenpou-eiga.com/）に
1日1作品のペースで転載中です。（現在2009年1月あたりの転載が進行中ですが、完成すると全部で1100作品を超える「憲法を考える映画」が紹介されることになります）
それぞれ当時公開された映画の紹介と、それぞれの憲法との関わりが分かりやすく紹介されています。
過去の作品であっても、是非観て､考えたい作品ばかりで、憲法を考えていく場づくりに活用できたらと思います。ぜひホームページをご覧ください。

上映会･催しの案内

10月19日（月）18時半～　第131回「19日行動」－10･19国会正門前大行動（国会議事堂正門前）

10月24日（土）13時半～　MIC＆自由法曹団-スパイ防止法反対学習会（仮）『VIVANT』ブームと「安全保障」の罠～エンタメ作品に見る「スパイ防止法」問題～（ラパスホール=池袋駅）

10月24日（土）14時～　カネミ油症　映画『**母と子の絆～カネミ油症の真実**』（文京区民センター=地下鉄後楽園駅／春日駅）

10月24日（土）14時～　損保９条の会・生保９条の会合同講演会－憲法９条を守り抜く！－「戦争する国」づくりに抗して（北とぴあ=JR王子駅）

10月25日（日）14時～　西大泉九条の会『**戦ふ兵隊**』西大泉区民館＝西武線大泉学園駅からバス5分）

10月25日（日）14時～　自衛隊と憲法9条を問う！**「憲法を武器として」**第81回文京上映会（文京区民センター＝地下鉄後楽園駅／春日駅）

11月3日（火･休）13時45分～　主権者は私たち！改憲・軍拡・差別ＮＯ！今こそいのちと暮らしを守る政治を！11.3憲法大行動（国会正門前・国会図書館前=地下鉄永田町駅）

11月4日（水）19時～　第137回 VIDEO ACT！ 上映会　～パワハラとたたかう、エッセンシャルワーカーたち～『**バスドライバーにあこがれて**』『**懲罰自転車**』（東京ボランティア・市民活動センター=飯田橋駅）

11月7日（土）10時～　第20回被爆者の声をうけつぐ映画祭『**この街 その海 あの大地**』『**長崎-閃光の影に-**』『**サイレント・フォールアウト**』
11月8日（日）10時～　『**はだしのゲンはまだ怒っている**』『**太陽の蓋**』映画祭20周年記念講演｢被爆者とともに歩んだ道｣講師:村田未知子さん（武蔵大学江古田キャンパス=江古田駅）

11月7日（土）13時～　横浜キネマ倶楽部上映会『**わたしは、ダニエル・ブレイク**』（南公会堂=市営地下鉄板東橋駅）

11月7日（土）13時半～　世田谷・九条の会21周年のつどい　「トレードオフにしてはならない「表現の自由」～国旗損壊罪問題を題材に」志田陽子さん（砧（きぬた）区民会館＝成城学園前駅）

11月27日（金）14時～　上映会『ウナイ　透明な闇 PFAS汚染に立ち向かう』（セシオン杉並 ホール＝東高円寺駅）

*各地の自主上映会の情報がありましたら、表面「憲法を考える映画の会」宛先にメールでお知らせください。
いろいろな形で案内・紹介させていただきます!!